

第4次山形県DV被害者支援基本計画

男女が互いの人権を尊重する、
暴力のない社会の実現をめざして

令和3年3月

山形県

計画の策定にあたって

配偶者や恋人などから振るわれる暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、被害者を救済し、自立を支援するとともに、これらの暴力を根絶し、暴力のない社会を創り上げることで、人権の擁護と男女共同参画社会の実現を図っていく必要があります。

このため、県では、平成17年度以来、3次にわたり「山形県DV被害者支援基本計画」を策定し、関係機関と連携しながらDV防止のための意識啓発、被害者の相談対応、保護、自立支援などに取り組んでまいりました。

また、被害者の多くが女性であり、県では、若年女性など被害者がより相談しやすくなるよう、平成30年度に「婦人相談所」を「女性相談センター」に改め、被害者に寄り添ったきめ細かな支援に努めてまいりました。

しかしながら、本県のDV被害は増加傾向にあり、内容も多様化・複雑化しています。また、新型コロナウイルス感染症に起因する生活不安やストレスによるDVの深刻化も懸念されています。

こうした状況に的確に対応し、DV被害を防止するため、また、被害者一人ひとりの状況に応じた実効性のある支援を実現するため、この度、新たに「第4次山形県DV被害者支援基本計画」を策定しました。

今後は、新計画に基づき、予防啓発と被害者支援の両面から施策を一層充実させ、「男女が互いの人権を尊重する、暴力のない社会」づくりに努めてまいります。

県民の皆様をはじめ、市町村、関係機関、民間団体の皆様が一丸となって、誰もが幸せに暮らせる山形県を実現してまいりましょう。

結びに、この計画の策定にあたり、貴重な御意見をいただきました山形県男女共同参画審議会委員や県民の皆様をはじめ、関係各位に心からお礼申し上げます。

令和3年3月

山形県知事 吉村美栄子

目 次

1. 計画の基本的な考え方	
（１）計画策定の趣旨	1
（２）計画期間及び計画の見直し	1
（３）計画の位置づけ	2
（４）計画において重視する視点	2
（５）基本目標	3
（６）主要な課題と基本の柱	3
（７）進行管理	4
（８）推進体制	4
（９）計画の体系	5
2. 施策の方向性	
基本の柱Ⅰ DVを許さない社会づくり	
【施策の方向１】 DVを許さない県民意識の醸成	7
【施策の方向２】 若年層に対するDV予防の啓発及び教育の推進 重点	10
【施策の方向３】 加害者対策の推進	14
基本の柱Ⅱ 安心して相談できる環境の充実	
【施策の方向４】 早期相談のための相談窓口の周知 重点	16
【施策の方向５】 早期発見のための関係機関の連携強化	22
【施策の方向６】 相談者の立場に立った相談体制の充実	24
基本の柱Ⅲ 迅速かつ安全に被害者を保護する体制の充実	
【施策の方向７】 迅速で安全な保護体制の充実	30
【施策の方向８】 被害者の人権に配慮した一時保護体制の充実 重点	32
【施策の方向９】 保護命令に関する支援	34
基本の柱Ⅳ 被害者の自立を促進する支援の充実	
【施策の方向１０】 住居の確保に向けた支援	36
【施策の方向１１】 就業に向けた支援 重点	39
【施策の方向１２】 被害者の立場に立った生活支援	41
【施策の方向１３】 こころの回復支援	44
基本の柱Ⅴ DV被害者の子どもを守る体制の強化	
【施策の方向１４】 児童虐待から子どもを守る体制強化 重点	46
【施策の方向１５】 DV被害者の子どもの支援	48
基本の柱Ⅵ 市町村・関係機関との連携の強化	
【施策の方向１６】 市町村との連携によるDV対策の強化 重点	51
【施策の方向１７】 関係機関との連携によるDV対策の強化	53
付属資料	55

※DV（ドメスティックバイオレンス「Domestic Violence」）

一般的には、「配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった者から振るわれる暴力」をいいます。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。

また平成25年の法改正により、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力についてもこの法律の対象となりました。本計画においては、DV防止法の対象範囲のほか、生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力（いわゆる「デートDV」）も対象としています。

1. 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった者から振るわれる暴力（Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）、以下「DV」という。）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。その深刻な事態や被害者が持つ恐怖、不安を被害者の立場に立って理解するとともに、暴力は決して許されるものではないという認識に基づいて、その防止から、通報や相談への対応、保護、自立支援等多くの段階にわたって、多様な関係機関等による切れ目のない支援が必要です。

県では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）に基づき、平成14年4月に「配偶者暴力相談支援センター」を設置し、また、平成18年3月に「山形県DV被害者支援基本計画」（以下「県基本計画」という。）を策定、平成22年度及び平成27年度に県基本計画の改定を行い、DVの予防啓発やDV被害者の相談、保護、自立の支援などに取り組んできました。

今回、県基本計画が令和2年度をもって計画期間を終えることから、政府が策定した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」（令和2年3月改正。以下「基本的な方針」という。）に即して新たな計画を策定するものです。

新たな県基本計画では、これまでの取り組みの成果・課題を検証するとともに、昨今の社会情勢の変化や本県の特徴、令和元年度に実施した「令和元年度ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画及び女性活躍に関する県民意識・企業実態調査」（以下、「県民意識調査」という。）を踏まえ、県と市町村、関係機関、ボランティア・NPO等が連携して推進する今後の施策の展開方向を示し、男女が互いの人権を尊重する、暴力のない社会の実現を目指します。

(2) 計画期間及び計画の見直し

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、政府の「基本的な方針」が見直された場合及び新たに盛り込むべき事項等が生じた場合には、必要に応じ、見直すこととします。

(3) 計画の位置づけ

- DV防止法第2条の3第1項の規定による基本計画として策定するものです。
- 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）、山形県男女共同参画推進条例（平成14年7月県条例第45号）及び第4次山形県総合発展計画に基づき、男女共同参画を推進するために策定した「山形県男女共同参画計画」に掲げる施策の方向「重大な人権侵害であるあらゆる暴力の根絶」の達成を目指すための計画です。
- この計画は、人権が尊重される社会の実現や暴力の根絶を目指しており、2015年に国連で採択された「SDGs」（※）における「ジェンダー平等」と理念を共有するものです。

※SDGs：2015年9月の国連サミットで、全会一致で採択された「持続可能な開発目標」

（Sustainable Development Goals = SDGs）をいう。“誰一人取り残さない”を理念とし、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標を設定している。17ある目標のうち5番目が「ジェンダー平等の実現」で、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」ことを目標に掲げている。

(4) 計画において重視する視点

- 被害者の立場に立った切れ目のない支援
被害者一人ひとりの置かれた状況を考え、被害者が安心して助けを求めることができる社会の実現を目指し、発見・相談・保護から生活再建、自立に向けた実効性のある被害者支援について、より一層の充実を図ります。
- 関係機関等の連携
被害者支援に向けて、より一層充実した施策を推進していくため、県、市町村及び関係機関において緊密な協力・連携体制の構築を図り、地域の実情に合わせた支援活動を推進します。
- 安全の確保への配慮
被害者及びその家族が、加害者の元から避難した後も、生命身体の安全が確保されるよう、情報管理を徹底するとともに、関係機関と連携しながら対応します。
- ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた対策
新型コロナウイルス感染症に起因する生活不安やストレスにより、DVの深刻化が懸念される中、こうした非常時にこそ周囲が気づくことができ、被害者が相談しやすく、迅速に対応できるよう、保護施設等における感染症防止対策を徹底しながら相談支援体制の充実を図ります。

(5) 基本目標

男女が互いの人権を尊重する、暴力のない社会の実現

女性も男性も共に自己の尊厳を大切にしながら、お互いを一人の人間として尊重し、他人を思いやることのできる社会の形成に向け取組みを進めます。

(6) 主要な課題と基本の柱

この計画では、本県の現状を踏まえ、次の5つを主要な課題として、6つの基本の柱ごとに、施策を推進します。

また、基本の柱には、それぞれ重点項目及び重点取組事項を設け、具体的な数値目標等の設定により積極的に取組みを進めます。

【主要な課題】

1. DV被害を予防する

DVを許さない社会づくりを促進するため、若年層に重点化したDV予防の啓発や人権尊重の意識を高める教育を行う必要があります。

基本の柱Ⅰ

2. 相談につなげる

被害者が安心して、早期に相談できるよう、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス（※））等相談しやすい相談窓口を整備するとともに相談窓口の周知を強化する必要があります。

基本の柱Ⅱ

3. 当事者に寄り添う

相談から自立支援に至るまで、当事者本位の寄り添ったきめ細かな支援を実施するため、女性の保護事業の積極的な活用を図るとともに、市町村における計画的なDV支援体制の整備を支援する必要があります。

基本の柱Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅵ

4. 子どもを守る

DV被害者と子どもを適切に保護するため、DV対策と児童虐待防止対策との連携を強化する必要があります。

基本の柱Ⅴ

5. 連携により支援する

DV被害者の多岐にわたる複雑な問題に対応するため、国、市町村、関係機関・団体、NPO等との連携を強化する必要があります。

基本の柱Ⅵ

※ソーシャルネットワーキングサービス：登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービス。

【基本の柱】

- 「Ⅰ DVを許さない社会づくり」
- 「Ⅱ 安心して相談できる環境の充実」
- 「Ⅲ 迅速かつ安全に被害者を保護する体制の充実」
- 「Ⅳ 被害者の自立を促進する支援の充実」
- 「Ⅴ DV被害者の子どもを守る体制の強化」
- 「Ⅵ 市町村・関係機関との連携の強化」

(7) 進行管理

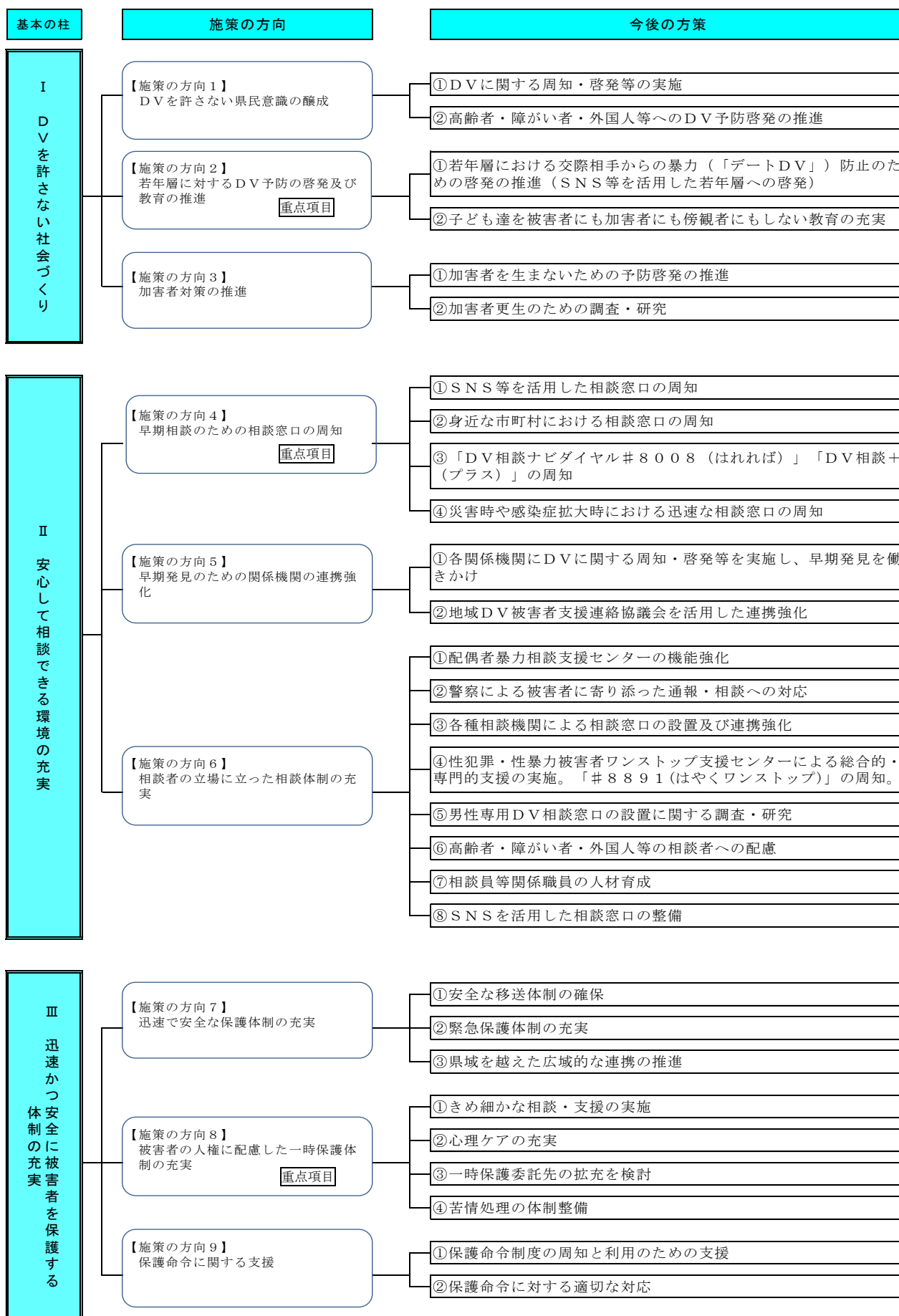
DV被害者支援に係る庁内連絡会議において、毎年度、施策の実施状況や被害者の状況等を把握するとともに、山形県男女共同参画審議会をはじめとする関係者や県民の意見を踏まえながら、その評価・検証を行います。

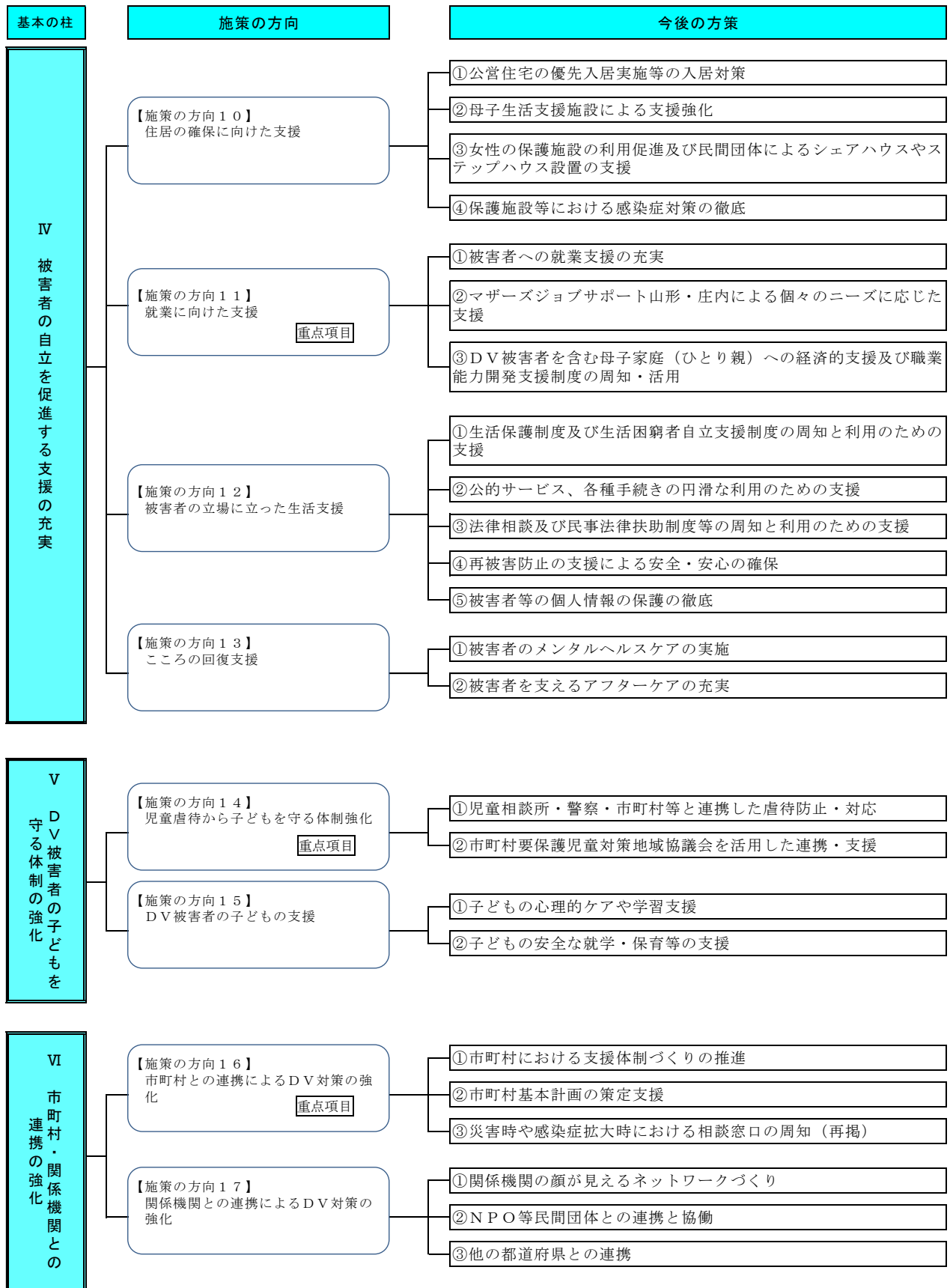
(8) 推進体制

計画の推進に当たっては、以下のとおり関係機関、民間支援団体、市町村、県がそれぞれ連携・協働のもと、総合的・横断的に取り組んでいきます。

- ① DV被害者支援機関連絡会議
民間支援団体、医師会、弁護士会、県関係部局等で構成するDV被害者支援機関連絡会議において意見交換を行いながら、施策を推進します。
- ② 地域DV被害者支援連絡協議会（県内4地域）
県、市町村、民生委員・児童委員、人権擁護委員、教育関係者等が情報交換し、情報の共有化を図り、地域における被害者の適切な保護、自立支援等のため、各種の施策を推進します。
- ③ DV対策庁内連絡会議
庁内各課等からなるDV対策庁内連絡会議において、施策の実施状況を把握するとともに、その状況を検証しながら、各種の施策を推進します。
- ④ 中央配偶者暴力相談支援センター（女性相談センターに設置）
県の中核的相談機関としての対応、被害者の心理的ケア、処遇の難しい事案への対応、広域連携を含めた総合調整等、各種の施策を推進します。
- ⑤ 地域配偶者暴力相談支援センター（県内4地域 各総合支庁担当課に設置）
地域における身近な相談機関としての対応、市町村等の地域の相談窓口や民間支援団体等に対する適切な支援等、各種の施策を推進します。

(9) 計画の体系





2. 施策の方向性

基本の柱Ⅰ DVを許さない社会づくり

配偶者からの暴力は、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、男女間の格差から、社会において様々な困難を抱えやすい女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。

一方、県民意識調査によれば、男性の6.3%にDV被害の経験があり、男性の場合も相談できずに一人で悩み、深刻な状況に置かれていることがあります。

このため、県民全体で、配偶者からの暴力は身近にある重大な人権侵害であることをよく理解し、配偶者からの暴力を容認しない社会の実現に向け、積極的に取り組んでいくことが必要です。

また、被害者自身がDVを受けていることを認識していないために、必要な支援が受けられないことを防ぐため、被害者により届きやすい啓発に取り組む必要があります。県民一人ひとりがDVについて正しい認識を持つことで、DVの発生予防や被害者自身の早期相談につながるだけでなく、友人や家族を介した相談・通報、児童虐待の早期発見・早期対応、被害者の自立に対する職場や地域の理解や支援などにつながるものであることから、県では、幅広く関係機関と連携しながらDVを許さない社会づくりに向けた啓発に取り組んでいきます。

さらに、若年層におけるDV（交際相手からのDV、いわゆる「デートDV」を含む）、性暴力の被害も深刻化しており、誰をも被害者にも加害者にも傍観者にもしないため、DV（暴力）の問題について考える機会を積極的に提供、予防啓発に取り組むとともに、小さい頃からの人権尊重の精神の涵養のための教育の充実に取り組んでいきます。

重点取組事項

若年層に対するDV予防の啓発や教育の推進を図るため、教育関係機関と連携し、積極的に学校等へのリーフレットの配布、出前講座の実施等を行います。

指標

県民意識調査における「DV・デートDVの言葉の認知度」100%。

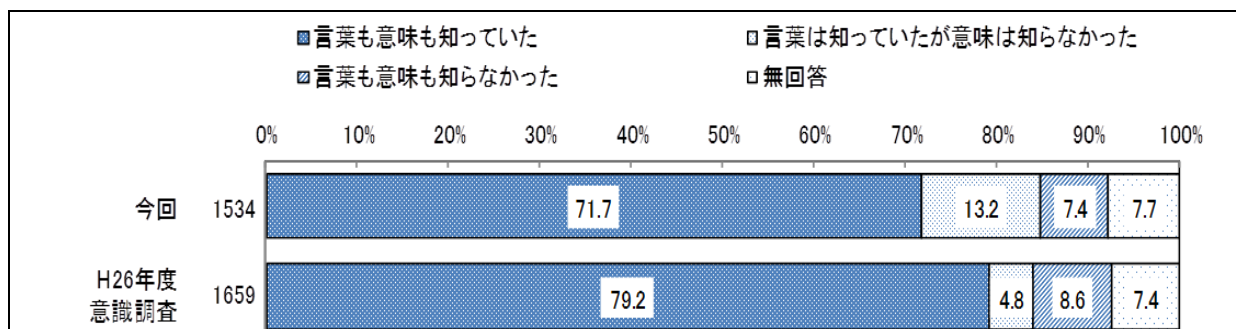
【施策の方向1】 DVを許さない県民意識の醸成

現状

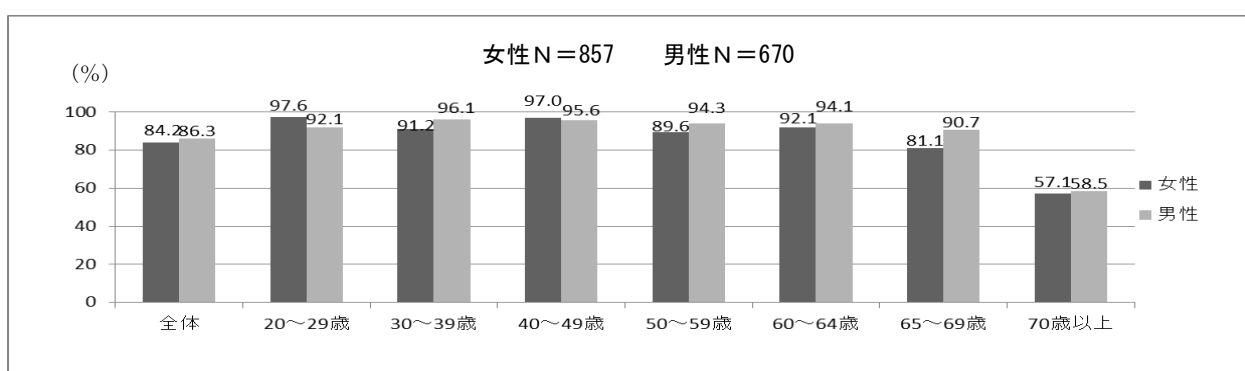
○県民意識調査による「DVの認知度」は、「言葉を知っていた」と回答した割合が84.9%となっており、前回調査の84.0%と同様高い認知度となっています。一方で「言葉も意味も知っていた」人の割合は、前回調査の79.2%から71.7%に減少しています。また、

「70歳以上」を除き、各年齢別及び性別には大きな差がなく認知されています。(図表1、図表2)

<図表1 DVの認知度>

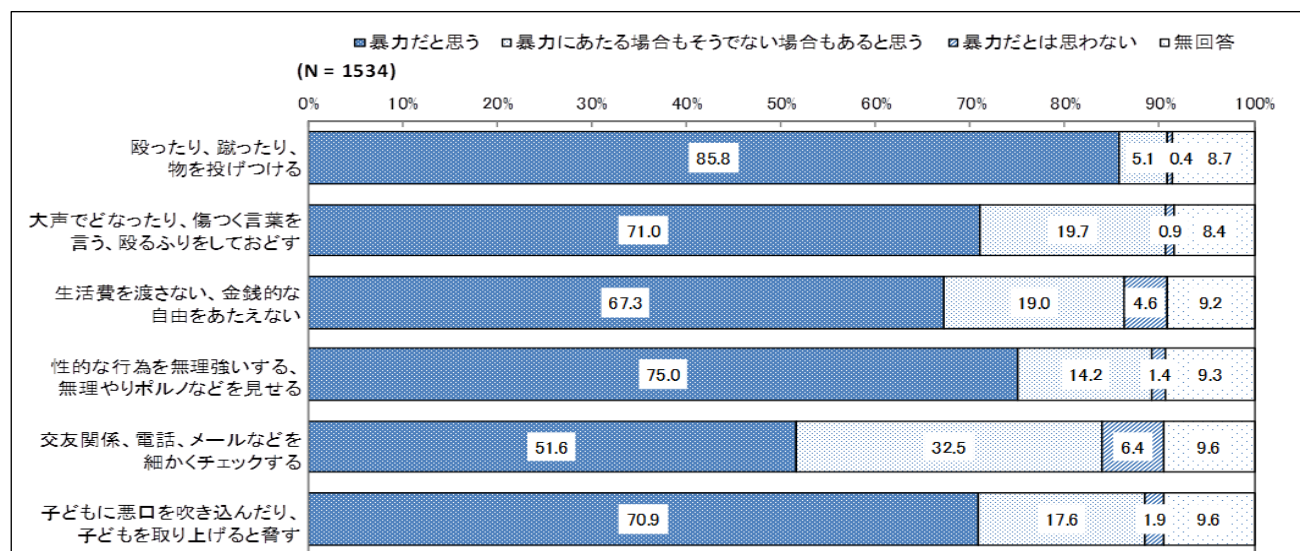


<図表2 性・年齢別(DVの認知度)>



○県民意識調査による「DV(暴力)についての意識」は、いずれの行動も「暴力だと思う」が最も高くなっていますが、「殴ったり、蹴ったり、物を投げつける」などの『身体的暴力』をDVと認識する割合(85.8%)と比較し、「大声でどなったり、傷つく言葉を言う」といった『精神的暴力』(71.0%)や「生活費を渡さない、金銭的な自由をあたえない」といった『経済的暴力』(67.3%)については、暴力だという認識が低くなる傾向が見られます。(図表3)

<図表3 DV(暴力)についての意識>



課題

- DV防止に向け、DVに『精神的暴力』や『経済的暴力』が含まれることや、DVが被害者や子どもに与える影響など、DVについての正しい認識が一層浸透するよう、新たな啓発手段を取り入れながら、これまで以上に積極的に予防啓発を実施していく必要があります。
- 特に、女性に対する暴力根絶には、男女間にある力の関係、優劣意識や所有意識、性別による固定的な役割分担意識等の誤った認識を改め、男女共同参画社会を実現する必要があります。
- 性別や年齢、国籍、障がいの有無にかかわらず、DV被害の潜在化を防止する啓発に幅広く取り組む必要があります。

【今後の方策①】 DVに関する周知・啓発等の実施

- 市町村・関係機関・民間団体と連携しながら、広報誌やホームページ、マスメディア、SNS等を活用した啓発を強化するとともに、被害者の立場から手に取りやすいDV防止啓発用リーフレットの作成・配布等に取り組んでいきます。
- 県男女共同参画センター・チェリアを中心に男女共同参画社会づくりに向けた啓発に取り組んでいきます。

施策	担当課	取組み概要
DV防止啓発用リーフレットの作成・配布	子ども家庭課 若者活躍・男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> ◆DVの種類や繰り返される暴力の特徴、DVが被害者や子どもに与える影響等を説明したリーフレットを作成。 ◆各市町村、関係機関、コンビニエンスストア等にリーフレットを配布。 ◆被害者が持ち帰りやすい場所、女子トイレ等にリーフレットを設置。
女性に対する暴力をなくす運動期間（11月）の実施	若者活躍・男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> ◆パープルリボンキャンペーンを展開。パネル展示、ラジオやSNS等による啓発。 ◆市町村と連携し、パープルライトアップ、ご当地キャラによるパープルリボン着用等を実施。 ◆県男女共同参画センター・チェリアにおいて、県民を対象とした「DV防止講座」を実施。
男女共同参画週間（6月）の実施	若者活躍・男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> ◆男女共同参画社会づくりに向けた県民の意識を醸成。 ◆パネル展示、ラジオやSNS等による啓発。

男女共同参画に関する講座等の実施	若者活躍・男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> ◆県男女共同参画センター・チェリアにおいて、男女共同参画に関する知識と考え方を身に付ける講座「チェリア塾」等を開催。 ◆男女共同参画を推進する人材育成、そのネットワーク化を推進。
「犯罪被害者支援県民のつどい」の開催	消費生活・地域安全課 県警察警務課	<ul style="list-style-type: none"> ◆県とやまがた被害者支援センターとの共催による啓発イベントを開催。 ◆犯罪被害者を支える社会づくりに向けた県民の意識を醸成。

【今後の方策②】 高齢者・障がい者・外国人等へのDV予防啓発の推進

○高齢者に対するDVが、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号）の高齢者虐待に、障がい者に対するDVが、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号）の障がい者虐待に該当すること、また、日本在住の外国人（在留資格の有無を問わない）や男性等、国籍や性別に関係なくDV防止法の対象とされていることに留意し、幅広くDV被害の潜在化を防止する啓発に取り組みます。

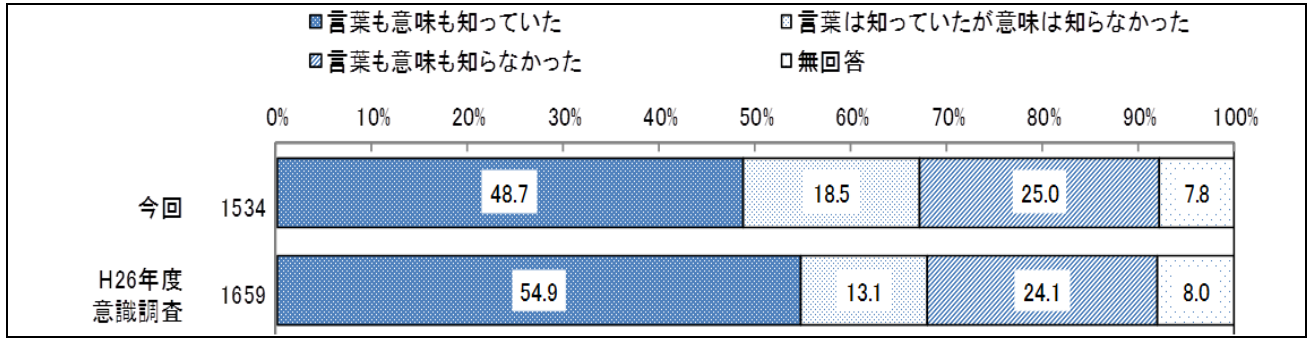
施策	担当課	取組み概要
DV防止啓発用リーフレットの作成・配布	子ども家庭課 若者活躍・男女共同参画課 国際人材活躍支援課	<ul style="list-style-type: none"> ◆市町村及び関係機関と連携し、高齢者や障がい者虐待に関する研修会等でリーフレットを配布。 ◆男性被害者が手に取りやすいリーフレットの作成を検討。 ◆外国人向けに各種リーフレットの多言語化を検討。
高齢者虐待の防止及びその対応に係る研修会の実施	長寿社会政策課	◆市町村及び地域包括支援センター職員を対象に虐待の防止及びその対応について研修を実施。
障がい者虐待防止・権利擁護研修の実施	障がい福祉課	◆福祉サービス従事者に対し、家庭内でのDVも含めた虐待への気付きについて研修を実施。

【施策の方向2】 若年層に対するDV予防の啓発及び教育の推進 [重点項目]

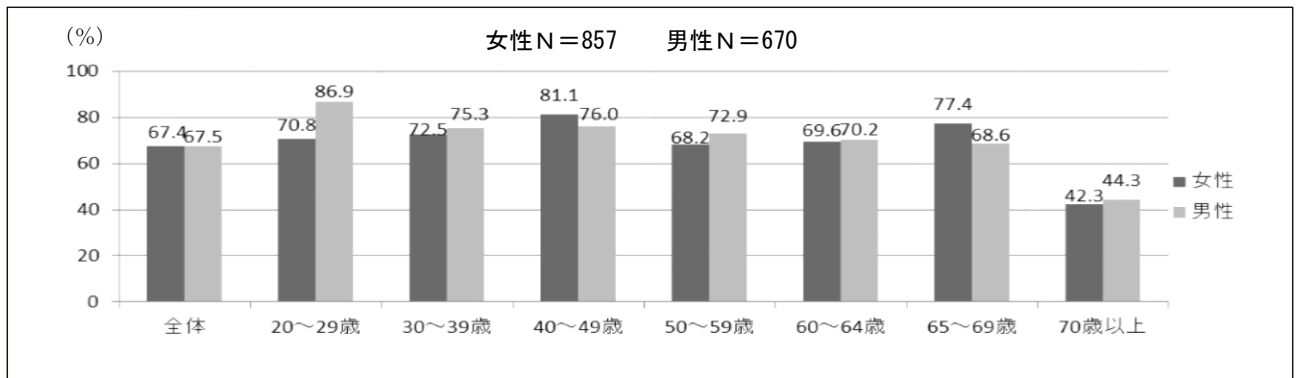
現状

○県民意識調査による「デートDVの認知度」は、「言葉を知っていた」と回答した割合が67.2%となっており、前回調査の68.0%と同様の水準となっています。一方で「言葉も意味も知っていた」人の割合は、前回調査の54.9%から48.7%に減少しています。また、女性は「40～49歳」が81.1%と最も高く、男性は「20～29歳」が86.9%と最も高く認知しています。（図表4、図表5）

<図表4 デートDVの認知度>

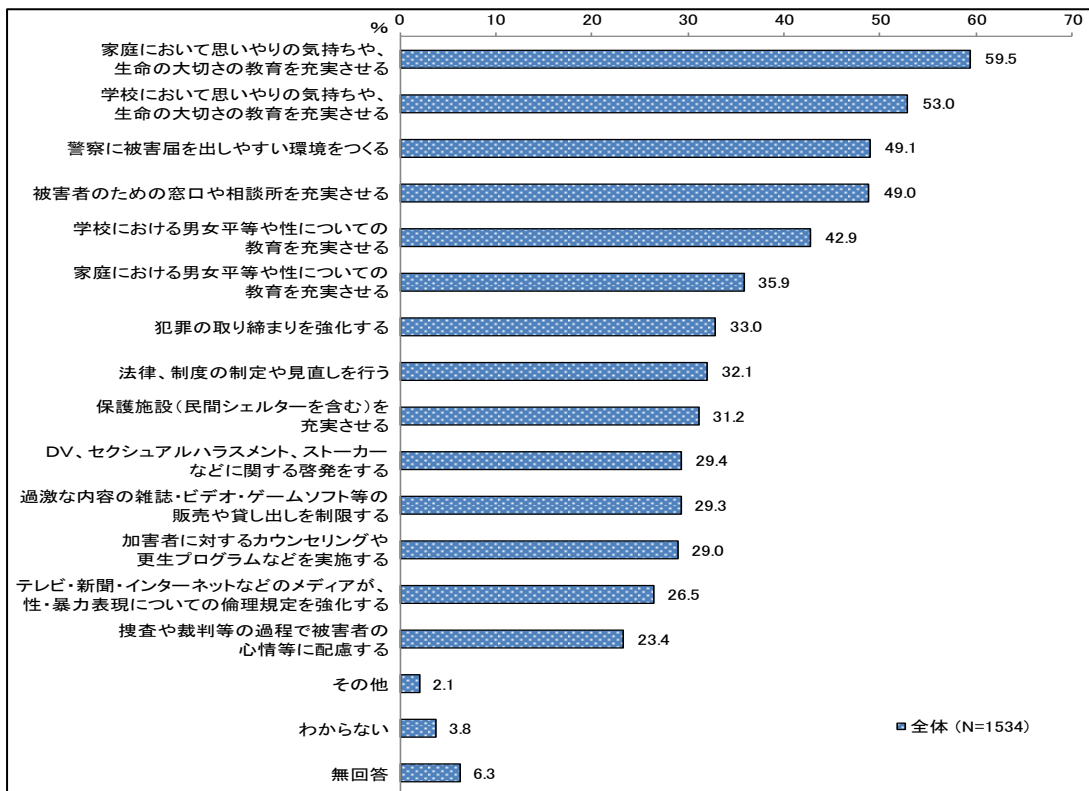


<図表5 性・年齢別（デートDVの認知度）>

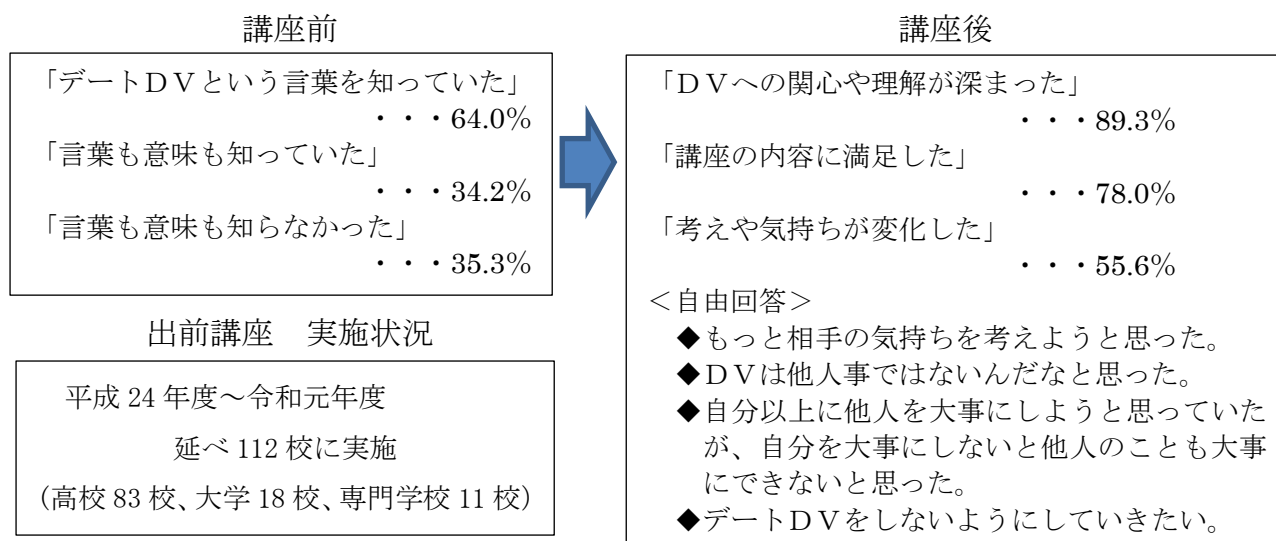


○県民意識調査による「DV等をなくすための対応について」は、「家庭において思いやりの気持ちや、生命の大切さの教育を充実させる」が 59.5%と最も高く、次いで「学校において思いやりの気持ちや、生命の大切さの教育を充実させる」が 53.0%となっています。（図表6）

<図表6 DV等をなくすための対応について>



○令和元年度デートDV防止出前講座の実施校（高等学校、大学、専門学校 13 校）において、講座の前後に参加学生へのアンケート調査(1,114 人が回答)を実施したところ、講座後の回答から、若年層への啓発は、DV防止に大きな効果があると考えられます。



課題

- 若年層におけるDV（デートDV）や性暴力の被害を防止するため、DV（デートDV）に関する正しい認識が一層浸透するよう、若年層にも届きやすい啓発に取り組んでいく必要があります。
- DV防止の観点からも、暴力を伴わない人間関係を構築できるよう、学校・家庭・地域において、子どもの発達段階に応じた、人権尊重の意識を高める教育や男女平等の理念に基づく教育等を実施していく必要があります。

【今後の方策①】若年層における交際相手からの暴力（「デートDV」）防止のための啓発の推進（SNS等を活用した若年層への啓発）

○若年層に対し、DVやデートDVについて考える機会を幅広く提供するため、啓発用リーフレットの配布や出前講座の実施のほか、SNS等若年層にも届きやすい広報媒体を活用しつつ、関係機関や民間団体とも連携し、予防啓発を推進します。

施策	担当課	取組み概要
DV防止啓発用リーフレットの作成・配布	子ども家庭課 若者活躍・男女共同 参画課	◆デートDVの内容を含んだ啓発用リーフレットを作成し、高等学校、大学等に配布。
SNS等を活用したデートDV防止啓発	子ども家庭課 若者活躍・男女共同 参画課	◆フェイスブックやツイッター、インスタグラムを使い、ハッシュタグを活用するなど、若者に拡散してもらえる啓発を実施。
デートDV防止出前講座の実施	若者活躍・男女共同 参画課	◆高等学校、大学等の生徒・学生、教育機関関係者を対象に、暴力の実情や予防啓発などデートDVについての理解や知識を深める講座を実施。

養護教諭の研修におけるDV等研修の実施	スポーツ保健課	◆デートDVが疑われる児童生徒への対応を含んだ研修を実施。
---------------------	---------	-------------------------------

【今後の方策②】 子ども達を被害者にも加害者にも傍観者にもしない教育の充実

○教育機関と連携しながら、若年層に伝わりやすく、学校の授業（人権教育やいのちの大切さに関する教育等）に活用しやすいリーフレットの作成や啓発の手法を検討するとともに、将来、子ども達が被害者や加害者、傍観者にならないよう、低学年・幼児期からの教育及び啓発を充実します。

施策	担当課	取組み概要
県内全中学1年生に男女共同参画に関するリーフレットを作成・配布	若者活躍・男女共同参画課	◆県男女共同参画センター・チェリアにおいて、県内全中学1年生を対象に、青少年期から男女共同参画意識を醸成するために作成したリーフレットを配布。
道徳教育地域支援事業及び人権教育研究指定校事業による「いのち」の教育	義務教育課	◆事業実施による、「いのち」の教育を推進。
「山形県人権教育推進方針」に基づく人権教育の推進によるDV未然防止	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課 生涯教育・学習振興課 学事文書課	◆性による差別をしない視点を提示し、男女がお互いを尊重する意識を醸成。 ◆方針概要を踏まえた「学校教育指導の重点」を周知し、学校・家庭・地域の連携による人権教育の取組みを推進。
子どもの健康づくり連携事業において、「いのち・性に関する指導」で講演を実施	スポーツ保健課	◆小・中・高・特別支援学校に各校の健康課題に応じて専門医を派遣。 ◆「いのち・性に関する指導」で講演会を実施。
「命の大切さを学ぶ教室」を開催	県警察警務課	◆中学校、高等学校等において「命の大切さを学ぶ教室」を開催。 ◆参加者に事前事後学習用及び家庭学習用のテキスト「命の大切さを学ぶ教室」を配布。 ◆家庭や地域における命の教育推進のため、保護者や地域の方の参加を促す周知を実施。
非行防止教室等、少年非行防止活動を実施	県警察人身安全少年課	◆少年の規範意識の高揚を図るため、各学校において非行防止教室等を開催するほか、各種少年非行防止活動を実施。

【施策の方向3】 加害者対策の推進

現状

- 「DV防止法」第25条において、国及び地方公共団体は、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究の推進に努めることとされています。また、政府においては、令和元年6月に公布された「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第46号）附則第8条第2項において、DV加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について、令和4年6月を目途に検討を求められています。
- DVとアルコールや薬物等との関連性が指摘されており、それらへの嗜癖のみならず、加害者に暴力への依存がみられる場合もあると言われています。また、女性が加害者となる場合、妊娠、出産、育児、更年期障害などホルモンバランスの乱れの影響も考えられます。
- 県男女共同参画センター・チェリアでは、男性相談員による「男性ほっとライン」を設置し、男性が加害者とならないためにも、また、被害者となった場合にも、男性の立場に寄り添った相談支援を実施しています。

【男性ほっとライン相談件数（推移）】

年度	H27	H28	H29	H30	R元
件数	18	72	88	57	63

- 加害者プログラムについては、国において継続的に研究が行われていますが、加害者の更生のための指導としてどのようなものが有効であるかについては未解明な部分が多く、場合によっては、被害者やその関係者に事実と反し加害者が更生したとの錯覚を与えるおそれなどもあります。
- 本県にはありませんが、全国的には加害者プログラムを実施する民間団体の活動が広がっています。

課題

- DV被害を根絶するためには、加害者自身が暴力から脱却することも重要ですが、その解決にあたっては、被害者の安全確保と新たな被害者を生み出さないことを優先に対策を講じる必要があります。
- 政府の調査研究の動向や、他県及び民間団体における取組み状況を踏まえながら、加害者の更生のための指導及び支援の在り方を研究・検討していく必要があります。

【今後の方策①】 加害者を生まないための予防啓発の推進

○被害者の安全を高める観点から、精神科医師や産科・婦人科医師など医療機関や専門機関・民間団体と連携し、アルコール及び薬物等依存症に関する相談・支援や男性専用の相談・支援について体制の充実を推進します。

施策	担当課	取組み概要
「男性ほっとライン」の設置	若者活躍・男女共同参画課	◆県男女共同参画センター・チェリアにおいて、男性専用相談電話「男性ほっとライン」を設置し、男性相談員による相談を実施。
アルコールや薬物等依存症に関する相談・支援体制の整備	障がい福祉課	◆精神保健福祉センターにおいて、依存症（アルコール・薬物・ギャンブル等）に関する電話・面接相談を実施。 ◆精神保健福祉センターにおいて、アルコール家族ミーティングや依存症家族教室を開催。 ◆県が選定した依存症専門医療機関と連携し、依存症患者の治療と回復支援に関する検討と実践を実施。
医療機関と連携した加害者対策の推進	子ども家庭課	◆産科・婦人科や医療相談室のある病院等に啓発用リーフレットを配布。 ◆医師会等が参加メンバーとなるDV被害者支援機関連絡会議等を通じて、加害者支援に関する情報共有など連携を強化。

【今後の方策②】 加害者更生のための調査・研究

○被害者の安全確保を最優先に考えた加害者対策を実現するため、引き続き、政府の調査研究の動向、他県及び民間団体における取組み状況について情報収集に努めます。

施策	担当課	取組み概要
政府の調査研究の動向等の情報収集	子ども家庭課 若者活躍・男女共同参画課	◆加害者プログラムの取組み等について、政府における調査研究の動向を注視するとともに、他県及び民間団体の取組み状況を調査研究。

基本の柱Ⅱ 安心して相談できる環境の充実

配偶者からの暴力は重大な人権侵害であり、また、今後暴力を受けずに安全に生活していくために、被害者だけで悩まず、早期に配偶者暴力相談支援センター（以下、「配暴センター」という。）等相談機関に相談し、支援につながる事が重要です。

また、被害者自らが声に出せない場合にも、「DV防止法」第6条（※）の規定による発見者からの通報により、早期に発見・対応がなされるよう、関係機関における緊密な連携が求められます。

県では、相談窓口の周知及び関係機関の連携強化に積極的に取り組むとともに、被害者が抱えている問題が複雑・困難であっても、被害者が安心して支援を求められるよう、相談者の立場に立った相談・支援の充実・強化に取り組んでいきます。

※DV防止法第6条第1項

配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

重点取組事項

早期相談に対応できるよう、市町村等関係機関と連携する他、SNS等を活用し相談窓口の周知に努めます。

指標

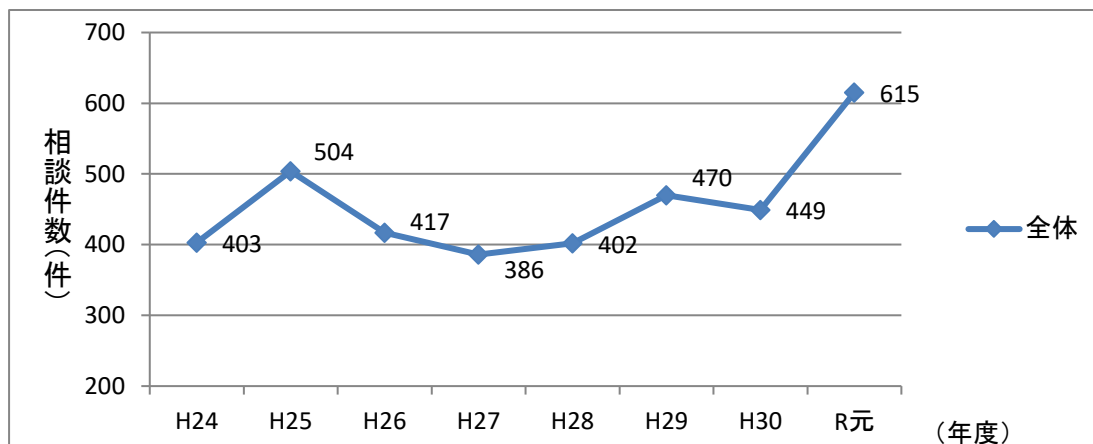
県民意識調査における「被害者がどこ（だれ）にも相談しなかった割合」（24.7%）を減少させる。

【施策の方向4】 早期相談のための相談窓口の周知 [重点項目]

現状

○本県の配暴センターにおけるDV相談件数（延べ件数）は、平成24年度から概ね横ばいの状況でしたが、令和元年度に615件（前年度比37.0%増）と大きく増加しています。内訳としては、来所相談が268件（前年度比18.6%増）であるのに対し、電話・その他による相談が347件（前年度比55.6%増）と大幅に増加しています。また、交際相手からのDV相談も増加傾向にあります。（図表7、図表8）

＜図表7 配暴センターにおけるDV被害者の相談件数（推移）＞



（県子ども家庭課調べ）

<図表8 配暴センターにおけるDV被害者の相談件数（相談窓口別）>

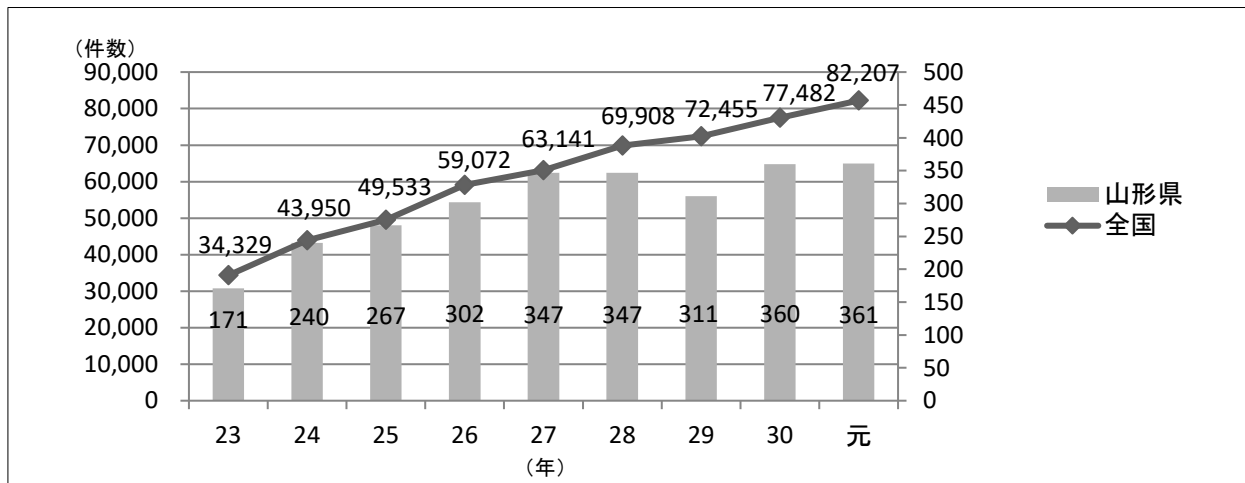
(単位:件)

年度	女性相談センター			総合支庁			合計		
	DV相談 件数 (A)	うち来所	うち交際相手 (※)によるDV	DV相談 件数 (B)	うち来所	うち交際相手 (※)によるDV	DV相談 件数 (A)+(B)	うち来所	うち交際相手 (※)によるDV
27	267	129	4	119	82	1	386	211	5
28	215	107	9	187	113	1	402	220	10
29	283	102	6	187	89	1	470	191	7
30	243	111	17	206	115	22	449	226	39
元	340	143	10	275	125	8	615	268	18

※ 「交際相手」とは、生活の本拠を共にする交際をする（した）関係に係るものを指す。
(県子ども家庭課調べ)

○本県の警察におけるDV事案の対応件数は、全国と同様に概ね増加傾向にありますが、直近5年間の増加幅は緩やかになっています。(図表9)

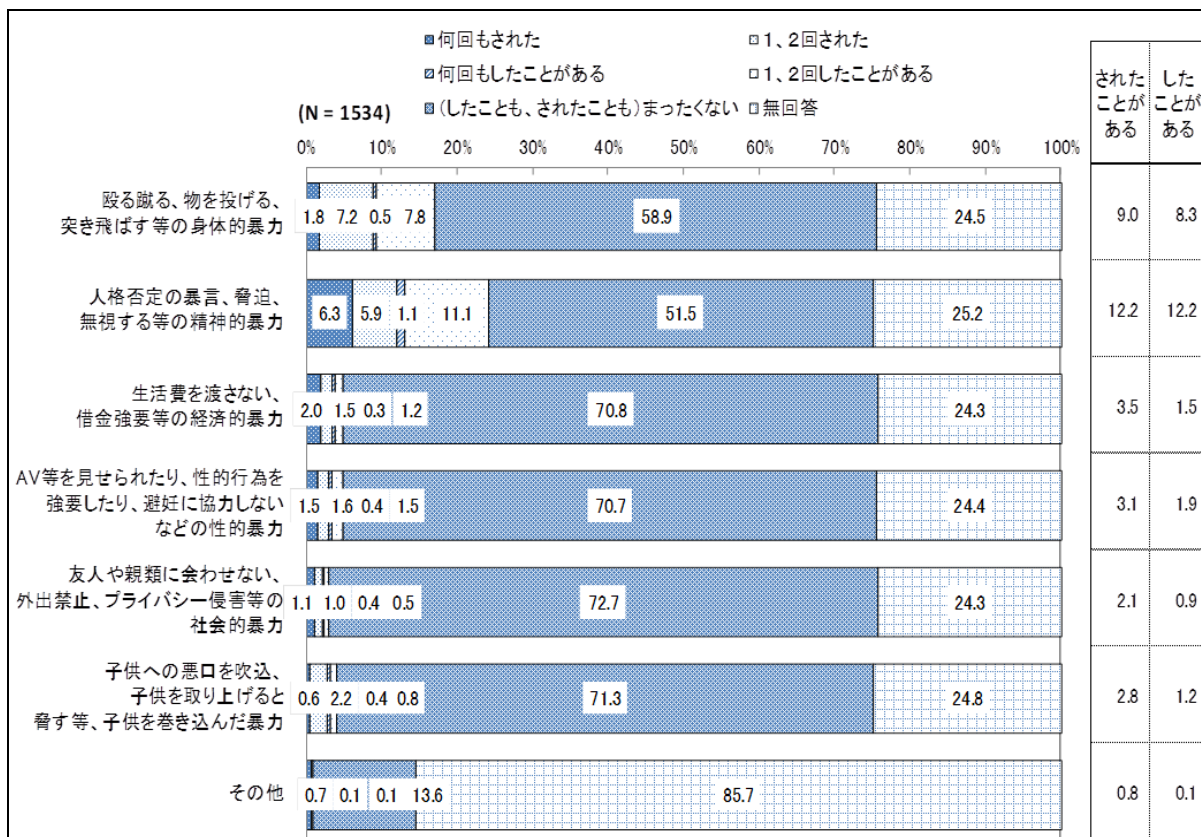
<図表9 警察における配偶者からの暴力事案等の対応件数の状況>



※平成26年から、生活の本拠を共にする交際をする関係によるものが含まれています。
(全国：警察庁調べ、山形県：県警察本部調べ)

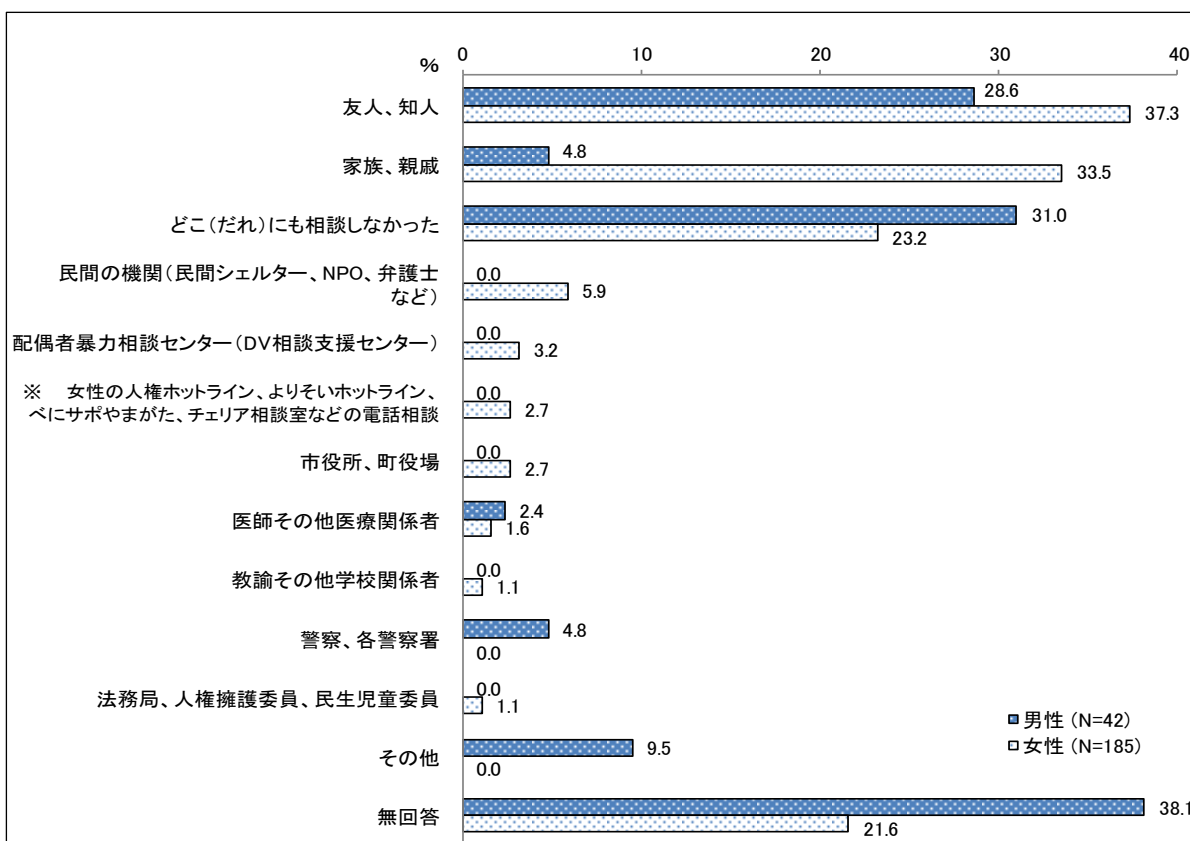
○県民意識調査によると、回答者の14.8%（前回調査15.8%）にDV被害を受けた経験があります。DV被害の内容別の割合では、「人格否定の暴言、脅迫、無視する等の精神的暴力」が12.2%で最も高くなっています。次いで「殴る蹴る、物を投げる、突き飛ばす等の身体的暴力」が9.0%となっています。（図表10）

<図表10 DV経験の状況>



○前項目（図表 10）で「DV被害を受けた経験がある」と回答した人の相談先については、女性は「友人・知人」（37.3%）、「家族、親戚」（33.5%）が高く、男性は「どこ（だれ）にも相談しなかった」割合（31.0%）が最も高くなっています。「どこ（だれ）にも相談しなかった」割合は女性においても高く（23.2%）、全体では 24.7%となっています。また、「配暴センター」に相談した人の割合が女性 3.2%、男性 0.0%、「市役所・町役場」に相談した人の割合が女性 2.7%、男性 0.0%など、公的機関への相談はどの機関においても低い割合となっています。（図表 11）

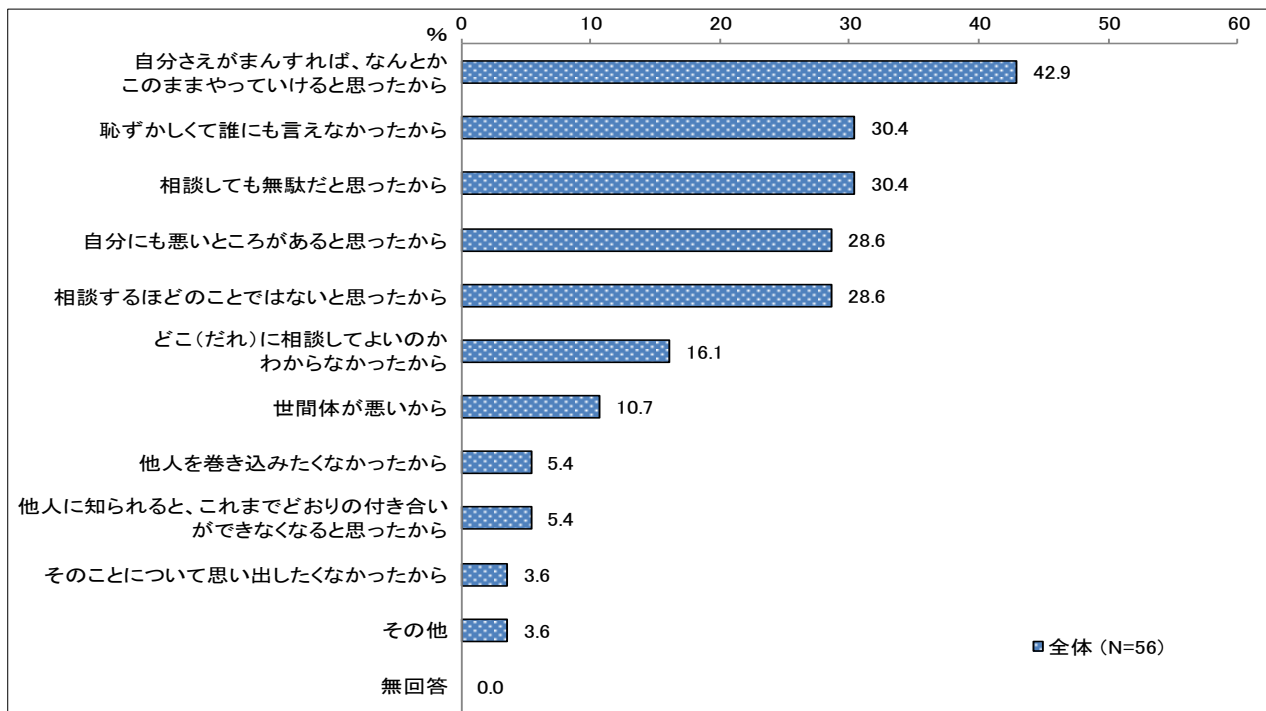
＜図表 11 DVを受けた時の相談経験＞



※「女性の人権ホットライン（法務省）、よりそいホットライン（厚生労働省）、べにサポやまがた（県性暴力被害者相談電話）、チェリア相談室（県男女共同参画センター）などの電話相談」を省略して記載。

○前項目（図表 11）で「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した人の理由については、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」が 42.9%と最も高く、次いで「恥ずかしくて誰にも言えなかったから」及び「相談しても無駄だと思ったから」が 30.4%となっているほか、16.1%が「どこ（だれ）に相談してよいのかわからなかったから」と回答しています。（図表 12）

<図表 12 DVを相談しなかった理由>



○市町村へのアンケート調査（令和 2 年 9 月、子ども家庭課実施）によると、各市町村でもリーフレットの窓口設置・配布やポスター掲示による周知のほか、市町村広報誌（5 市町村）や市町村ホームページ（5 市町村）への掲載、パープルリボン運動（4 市町村）の実施等、積極的な広報に取り組んでいる市町村もあります。

課題

○被害者が安心して、早期に相談できるよう、SNS 等相談しやすい相談窓口を整備するとともに、「どこ（だれ）にも相談しなかった」被害者ができ得る限り少なくなるよう、特に配暴センター等公的機関の相談窓口の周知を強化する必要があります。また、効果的な周知の実施のためには、被害者に身近な市町村及び地域の関係団体・民間団体との更なる連携が必要です。

○災害時や感染症などの危機下においては、不安やストレスなどにより DV や児童虐待、性被害の増加が懸念されており、発生した場合には、避難所等へ DV の予防に関する注意喚起や相談窓口の周知を行う必要があります。

【今後の方策①】 SNS等を活用した相談窓口の周知

○配暴センターが、より多くの被害者への支援の窓口となるよう、リーフレットの配布等従来の周知の手法に加えて、SNS等を活用し、様々な状況にある被害者の目に触れるように相談窓口の周知を行います。

施策	担当課	取組み概要
SNS等を活用した相談窓口の周知	子ども家庭課 若者活躍・男女共同 参画課	◆県のツイッター、フェイスブック「やっぱ山形。子育て若者応援隊」等SNSを活用し、相談窓口を周知。
広く県民に相談窓口等を情報提供	県警察広報相談課	◆DV相談窓口も含めた各種相談窓口チラシを作成し配布。 ◆併せてホームページに掲載。

【今後の方策②】 身近な市町村における相談窓口の周知

○市町村の協力を得て、住民に身近な場所で、地域に密着した相談窓口の周知・啓発を強化していきます。

施策	担当課	取組み概要
市町村と連携した相談窓口の周知	各総合支庁(地域配暴センター) 子ども家庭課 若者活躍・男女共同 参画課	◆会議等を通じて、身近な市町村におけるDV相談窓口を周知強化(市町村の広報誌やホームページへの掲載、自治会等の協力を得たDV等各種相談窓口案内チラシの回覧等)を推進。

【今後の方策③】 「DV相談ナビダイヤル#8008 (はれれば)」「DV相談+ (プラス)」の周知

○内閣府が令和2年10月に導入した全国共通の「DV相談ナビ」短縮ダイヤル「#8008 (はれれば)」(※)やチャット・メールで相談ができる「DV相談+ (プラス)」について、県でも積極的に周知を行います。

施策	担当課	取組み概要
女性に対する暴力をなくす運動期間(11月)における周知	子ども家庭課 若者活躍・男女共同 参画課	◆県庁正面ロビーモニター、パネル展示、ラジオやSNS等様々な広報媒体を用いて、「#8008 (はれれば)」や「DV相談+ (プラス)」を周知。

※最寄りの配暴センター(本県は「山形県女性相談センター」)につながる。

【今後の方策④】 災害時や感染症拡大時における迅速な相談窓口の周知

○災害等が発生した場合、市町村等と連携し、避難所や家庭等へDVに関する注意喚起や相談窓口の周知を迅速に行います。

施策	担当課	取組み概要
女性の暴力に関する相談窓口一覧を作成・配布	若者活躍・男女共同参画課	◆平時から山形県版の女性の暴力に関する相談窓口一覧を市町村担当課、総合支庁に配布し備え、災害時には避難所への掲示を迅速に依頼。 (県内の相談窓口：付属資料(55頁)参照)
避難所等へDVの予防に関する注意喚起や相談窓口の周知を実施	各総合支庁(地域配暴センター) 子ども家庭課 若者活躍・男女共同参画課 防災危機管理課	◆災害時や感染症拡大時に市町村等と連携し、避難所や家庭等に、ストレスを高めない避難生活の留意点などDVの予防に関する注意喚起や相談窓口の周知を実施。 ◆避難所におけるDV、性暴力の防止など、男女共同参画の視点から避難所運営を促す周知チラシを配布。

【施策の方向5】 早期発見のための関係機関の連携強化

現状

- 県民意識調査による「DVを相談しなかった理由」は、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていると来たから」(42.9%)、「恥ずかしくて誰にも言えなかったから」(30.4%)と回答した人の割合が高く、被害者自らが声に出すことができないでいる状況にあることが伺えます。(20頁図表12参照)
- 県では、各関係機関に啓発用リーフレットを配布するとともに、DV被害者支援機関連絡会議及び地域DV被害者支援連絡協議会を開催し、被害者の早期発見や相談窓口の情報提供など関係機関に理解と協力を求め、連携体制を整備してきました。

課題

- 引き続き各関係機関にDVに関する周知・啓発等を実施し、周囲の関係者がDVの被害者に気づき、早期に発見・通報される連携体制を強化していくことが必要です。
- 特に医療関係者や民生委員・児童委員、人権擁護委員など地域で住民の相談・支援を行う関係者には、被害者の発見や通報への役割が期待されます。また、子どもがいる場合は、保健師等が新生児訪問や乳幼児健診等の際に気づいたり、学校関係者や保育機関の関係者が子どもの不自然な様子から気づいたりすることが期待されます。各関係機関が配暴センター等へスムーズに通報できる関係づくりも重要です。

【今後の方策①】 各関係機関にDVに関する周知・啓発等を実施し、早期発見を働きかけ

○医療関係者・救急隊員、母子保健関係者、保育・教育機関、高齢者・障がい者サービスの提供者、民生委員・児童委員、人権擁護委員等、被害者を発見しやすい各関係機関・関係者に、相談窓口の周知及び早期発見・通報の啓発を積極的に行います。

施策	担当課	取組み概要
DV被害者支援機関連絡会議の開催	子ども家庭課	◆医師会等が参加メンバーとなるDV被害者支援機関連絡会議を開催し、関係機関へ周知・啓発等を行い、早期発見・通報の連携体制を強化。
医療関係者への周知	子ども家庭課	◆啓発用リーフレットを医療機関等に配布。
救急隊員への周知	消防救急課	◆DVが疑われた場合の医師への情報提供等について、県内各消防本部に対し、救急隊員への周知協力を文書で依頼するとともに、会議等の機会を捉え周知。
母子保健担当者への周知	各総合支庁(母子保健担当) 子ども家庭課	◆母子保健に関する会議や研修会の開催、市町村要保護児童対策地域協議会への出席を通して、市町村母子保健担当等へDV被害者の早期発見・通報について周知。
保育・教育関係者への周知	子育て支援課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育課	◆保育士を対象とした研修会や生徒指導に関する会議等の機会を捉え、子どもの観察によるDVの早期発見・通報について周知。
高齢者・障がい者福祉サービス提供者への周知	長寿社会政策課 障がい福祉課	◆研修会の開催等を通して、家庭内でのDVも含めた虐待の早期発見・通報について周知。
民生委員・児童委員への周知	地域福祉推進課 子ども家庭課	◆民生委員・児童委員を対象とした研修会を通して、啓発用リーフレットを配布し、DV被害者の早期発見・通報について周知。
人権擁護委員への周知	若者活躍・男女共同参画課	◆「デートDV防止出前講座」に地域の人権擁護委員の参加を働きかけ、DV被害者の早期発見・通報について周知。

【今後の方策②】 地域DV被害者支援連絡協議会を活用した連携強化

○地域DV被害者支援連絡協議会を開催し、各地域の関係者が顔の見える関係を築くことで、スムーズな通報や情報提供が行われるよう連携体制の強化を図ります。

施策	担当課	取組み概要
地域DV被害者支援連絡協議会の開催	各総合支庁(地域配暴センター)	<p>◆地域DV被害者支援連絡協議会を開催し、地域において被害者の早期発見、早期対応が行われるよう、警察を含む関係機関の緊密な連携と相互の協力体制を強化。</p> <p>◆実際の事例に基づいた課題の検討や情報共有を行うことで、実効性のある連携強化を推進。</p>

【施策の方向6】 相談者の立場に立った相談体制の充実

現状

○本県では、DV防止法に基づき、平成14年4月から県福祉相談センター（女性相談センター）、平成18年9月から各総合支庁担当課を配暴センターの機能を果たす施設とし、女性相談センターは中央配暴センター、各総合支庁担当課は地域配暴センターとして位置づけ、DVに関する相談業務を行っています。

○県民意識調査による「DVを相談しなかった理由」は、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」（42.9%）、「相談しても無駄だと思ったから」（30.4%）、「自分にも悪いところがあると思ったから」（28.6%）と回答した人の割合が高いことから、被害者は様々な暴力に耐えながら、長い間無力感や心理的葛藤を抱えていることが伺え、心身ともに深く傷ついた状態で相談に至っていると考えられます。（20頁図表12参照）

○警察におけるDV事案の対応件数において、男性が被害者であるDV事案が全国と同様に本県においても増加傾向にあります。また、被害者の年齢は、各年共に20歳～40歳代が多くなっていますが、直近2年間は60歳以上の被害者が多くなっています。（図表13、図表14）

<図表13 警察における配偶者からの暴力事案等の対応件数の状況（性別）>

（単位：件）

年	全国		山形県	
	被害男性	被害女性	被害男性	被害女性
H27	7,557	55,584	47	300
H28	10,496	59,412	62	285
H29	12,440	60,015	45	266
H30	15,964	61,518	70	290
R元	17,815	64,392	65	296

（全国：警察庁調べ、山形県：県警察本部調べ）

<図表 14 警察における配偶者からの暴力事案等の対応件数の状況（年代別）>

(単位:件)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
10歳代	5	7	3	9	3
20歳代	63	80	64	65	70
30歳代	102	101	98	102	104
40歳代	87	67	84	75	78
50歳代	38	33	30	37	33
60歳以上	52	59	32	72	73

(県警察本部調べ)

課題

- 相談対応においては、被害者の心情を理解し、二次的被害（※）を防止するとともに、性別や年齢、国籍、障がいの有無に関わらず、相談者の立場に立って相談対応を行う体制を充実する必要があります。また、このため、SNSを活用した相談窓口の整備も検討する必要があります。
 - 近年、交際相手からのDV相談、男性被害者及び高齢者の相談が増加し、相談内容も多様化・複雑化しており、個々の相談に対しきめ細かな対応や多岐にわたる関係機関が連携して対応する必要があります。また、女性被害者や男性被害者がそれぞれ安心して相談できる環境づくりが必要です。
 - 相談担当職員（配暴センターや市福祉事務所の女性相談員、DV相談担当職員等）の資質向上のための研修の充実や、メンタルヘルスケア体制の整備についても一層の取組みが必要です。
- ※関係者のDVに対する理解が不十分なため、被害者に対し不適切な対応をし、被害者にさらなる被害が生じること。

【今後の方策①】 配偶者暴力相談支援センターの機能強化

- 中央配暴センター（女性相談センター）は、DV被害者支援の中核を担う機関として、被害者の心理的ケアなどの機能強化に努めるとともに、専門的な支援を必要とする事案や、処遇の難しい事案への対応、広域連携を含めた総合調整機能を充実します。
- 地域配暴センター（各総合支庁担当課）は、地域における相談機関として被害者に対し適切な支援に努めるとともに、市町村等の地域の相談窓口や民間支援団体等に対する専門的立場からの助言・指導を充実します。
- （中央及び地域）配暴センターでは、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることがないように、相談者の立場に立った相談体制の充実に取り組みます。

施策	担当課	取組み概要
「DV相談の手引き」の改訂・配布	子ども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> ◆被害者に寄り添った支援が漏れなく行われるよう、「DV相談の手引き」を改訂し、配暴センター等関係機関に配布。 ◆「相談を受ける際の留意事項」として、被害者の意思尊重とともに、被害者を支える言葉と傷つける言葉を具体的に記載し、二次的被害を防止。
女性相談員による地域出張相談の実施	女性相談センター 各総合支庁(地域配暴センター)	◆町村における相談の要望状況等を踏まえながら、女性相談員が地域に出向いて被害者相談を実施。

【今後の方策②】 警察による被害者に寄り添った通報・相談への対応

○配暴センターは、市町村等関係機関とともに、警察が行う、被害者に対する緊急時に通報すべき旨や自衛手段の教示、加害者に対する指導警告等の教示のほか、配暴センター等相談機関の紹介など、被害者に寄り添った通報・相談への対応が円滑に進むよう、日常的に警察との緊密な連携を図ります。

施策	担当課	取組み概要
警察本部及び各警察署に被害者支援担当窓口を設置	県警察警務課	◆被害者からの相談に対し、配暴センター等関係機関と連携し、途切れない支援を実施。
人身安全関連事案対処体制の確立	県警察人身安全少年課	◆県警察本部長通達に基づき、DV事案を認知した段階から、一層迅速・適切に保護対策を推進。

【今後の方策③】 各種相談機関による相談窓口の設置及び連携強化

○配暴センター、市町村、警察、県男女共同参画センター、NPO等民間支援団体など多様な主体による相談窓口を複数設置することで、被害者がどのような状況にあっても、安心して相談できる環境を整備します。また、相談後の支援が途切れないよう、これら関係機関の連携を強化します。

施策	担当課	取組み概要
各種相談機関による相談窓口の設置	※付属資料(55頁)を参照	※付属資料(55頁)を参照
DV被害者支援機関連絡会議の開催	子ども家庭課 女性相談センター 各総合支庁(地域配暴センター)	<ul style="list-style-type: none"> ◆DV被害者支援機関連絡会議を開催し、相談窓口を設置している民間支援団体、関係機関、県関係部局間の連携を強化。 ◆被害者支援が途切れないよう、関係機関の顔の見えるネットワークづくりを意識しながら、相互の協力体制を強化。

【今後の方策④】 性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターによる総合的・専門的支援の実施。「#8891（はやくワンストップ）」の周知。

○配暴センターは、性犯罪・性暴力被害者の総合的・専門的な支援を行う「やまがた性暴力被害者サポートセンター（べにサポやまがた）」と積極的に連携し、効果的な被害者の相談・支援を行います。

施策	担当課	取組み概要
「やまがた性暴力被害者サポートセンター（べにサポやまがた）」による被害者支援	消費生活・地域安全課	<ul style="list-style-type: none"> ◆専門の相談員による相談支援。 ◆相談内容に応じた関係機関への付き添い支援。 ◆医療機関の紹介・受診費用等を助成。 ◆ホームページにメールによる問い合わせフォームを開設し、メールから電話相談につなげる体制を構築。 ◆臨床心理士等の紹介・カウンセリング費用を助成。
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター全国共通短縮番号「#8891（はやくワンストップ）」（※）の周知	消費生活・地域安全課 若者活躍・男女共同参画課 子ども家庭課	◆関係部局が互いに連携し、SNS等を活用しながら、DV相談ナビダイヤル等の周知と併せて、県民に幅広く周知。

※最寄りのワンストップ支援センター（本県は「べにサポやまがた」）につながる。

【今後の方策⑤】 男性専用DV相談窓口の設置に関する調査・研究

○配暴センターでは、引き続き相談者の性別や性的指向と性自認に関わらずDVについての相談に対応するとともに、県では、女性被害者や男性被害者がそれぞれ安心して相談できるよう、男性専用DV相談窓口の設置について調査・研究を行います。

施策	担当課	取組み概要
性別を問わないDV相談対応	女性相談センター 各総合支庁(地域配暴センター) 若者活躍・男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> ◆配暴センターにおいて、相談者の性別や性的指向と性自認に関わらずDV相談に対応。 ◆県男女共同参画センター・チェリアに設置されている「男性ほっとライン」や民間支援団体と連携し対応。
男性専用DV相談窓口の設置に関する調査・研究	子ども家庭課 若者活躍・男女共同参画課	◆男性被害者、女性被害者等がそれぞれ安心して相談できる環境を整備するため、男性専用のDV相談窓口や配偶者暴力相談支援センターの設置について、国や他県の動向等情報を収集し、調査・研究を実施。

【今後の方策⑥】 高齢者・障がい者・外国人等の相談者への配慮

○高齢者に対するDVは高齢者虐待に、障がい者に対するDVは障がい者虐待に該当することから、配暴センターは、虐待対応の窓口となる市町村と十分に連携し、高齢者及び障がい者のDV相談に適切に対応します。

○配暴センターは、外国人である被害者や障がい者である被害者が、言語やコミュニケーション手段が原因で支援を受けにくいことがないよう、各関係機関と十分に連携し、配慮を要する被害者のDV相談に適切に対応します。

施策	担当課	取組み概要
高齢の被害者への支援	女性相談センター 各総合支庁(地域配暴センター)	◆市町村高齢者虐待相談窓口や地域包括支援センター等と連携し、被害者一人ひとりの状況に配慮しながら、適切に対応。
障がい者である被害者への支援	女性相談センター 各総合支庁(地域配暴センター)	◆市町村障がい者虐待相談窓口等と連携し、障がい者一人ひとりの障がいと状況に配慮しながら、適切に対応。 ◆県障がい福祉課や障がい者福祉関係機関と連携し、必要に応じて、手話通訳者の依頼を行うほか、筆談、拡大文字、わかりやすい表現等障がいの状況に応じたコミュニケーション手段を用いて、適切に対応。
外国人である被害者への支援	女性相談センター 各総合支庁(地域配暴センター)	◆(公財)山形県国際交流協会等と連携し、通訳ボランティア等の協力を得て、適切に対応。 ◆翻訳機(AI機器)の導入を検討。
高齢者・障がい者虐待防止会議の開催	長寿社会政策課 障がい福祉課	◆高齢者・障がい者虐待防止会議を開催し、関係機関等の連携を推進。
コミュニケーション手段の提供	障がい福祉課	◆県立点字図書館の職員が随時相談に応じ、ボランティアと協力しながら各種文書を点訳し情報を提供。 ◆県聴覚障がい者情報支援センター、福祉相談センターに手話通訳者を配置し、手話による相談支援を実施。 ◆来所が困難な遠方の聴覚障がい者に対し、FAX、Eメール等で相談に対応。
外国人からの相談対応	国際人材活躍支援課	◆外国人総合相談ワンストップセンターにおいて、多言語で相談に対応。 ◆(公財)山形県国際交流協会と連携し、通訳ボランティアを紹介。

【今後の方策⑦】 相談員等関係職員の人材育成

○被害者に対して不適切な対応をすることで二次的被害が生じることがないように、研修を充実し、女性相談員等の資質の向上を図ります。

○相談員等被害者の支援に直接携わる職員については、その職務の特性から、職務遂行の過程でいわゆる「バーンアウト（燃え尽き）」状態等心身の健康が損なわれることがあるため、研修等により女性相談員等のメンタルヘルスカケアを行います。

施策	担当課	取組み概要
女性相談員の研修（メンタルヘルスカケア）を実施	子ども家庭課	◆県内の女性相談員等を対象とした研修を実施するほか、県外研修にも派遣。 ◆DV被害者支援研修会等において、相談員のメンタルヘルスカケアに係る研修を実施。
相談機関の実務者研修の開催	若者活躍・男女共同参画課	◆県男女共同参画センター・チェリアにおいて、ジェンダー問題を背景にした女性の悩み相談に的確に対応するため、相談機関の実務者を対象とした研修会を開催。
関係機関への研修会参加の案内・周知	子ども家庭課 若者活躍・男女共同参画課	◆県や国が開催するDV関連の各種研修について、市町村等関係機関に案内・周知。
警察安全相談業務担当者の研修を実施	県警察広報相談課	◆警察安全相談業務担当者等を対象とした専科教養を実施。
被害者支援員のスキルアップ	県警察警務課	◆警察職員に対する教養を充実させ、各警察署で指定されている被害者支援員のスキルアップを実施。
少年相談担当者の知識技能の向上	県警察人身安全少年課	◆少年相談担当者の知識技能の向上を図るため、関係研修会に参加。

【今後の方策⑧】 SNSを活用した相談窓口の整備

○SNSを活用したDVに関する相談窓口の整備及び支援機能の提供を検討します。

施策	担当課	取組み概要
SNSを活用した相談窓口の整備の検討	子ども家庭課	◆SNSを活用した相談体制を導入することにより、それを入り口として若年層をはじめとした被害者が支援に円滑につながるよう、SNSを活用した安全な相談窓口の開設、人材育成及び運用方法を検討。 ◆政府の動向、他県や民間団体の取組み状況等情報収集を実施。

基本の柱Ⅲ 迅速かつ安全に被害者を保護する体制の充実

被害者の保護に当たっては、何よりも被害者や同伴する子ども等の安全の確保が重要です。県では、加害者の暴力からの緊急避難が円滑に行われるよう、各地域における緊急保護体制を強化するとともに、様々な配慮を必要とする被害者を保護するため、多様な一時保護委託先の確保を検討し、夜間、休日を問わず、迅速かつ安全に保護する体制の充実に取り組めます。

また、一時保護後は、複雑化・多様化する被害者の実情を踏まえ、入所者が安心して一時保護期間を過ごせるよう、被害者に寄り添って、きめ細かく支援する必要があります。県では、被害者の人権に配慮した一時保護体制の充実に取り組むとともに、被害者に対し、保護命令制度（※）の利用について十分な情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を丁寧に実施していきます。

※保護命令制度：被害者からの申立てにより、裁判所が加害者に対し被害者及び子への接近禁止や、被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去等を命ずるもので、違反者には刑罰が課せられる。

重点取組事項

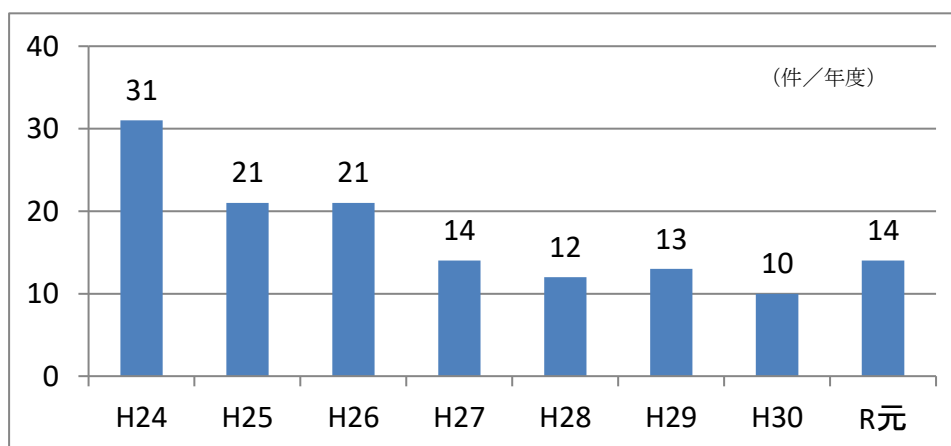
被害者の人権に配慮した一時保護体制の充実のため、県内各地域での対応が可能となるよう、一時保護委託先がない地域について、民間団体の動向を踏まえながら委託先の確保を検討します。

【施策の方向7】 迅速で安全な保護体制の充実

現状

- 本県では、24 時間体制で被害者の受入れに応じられる一時保護体制を整備しています。被害者の保護にあたっては、地域配暴センター（総合支庁担当課）、市町村、警察が緊密に連携・協力して対応しています。
- DV被害者の一時保護の状況については、直近5年間の一時保護件数は10～14件／年度で推移し、減少傾向にあります。（図表15、図表16）

＜図表15 DV被害者の一時保護の状況（推移）＞



（県子ども家庭課調べ）

＜図表 16 DV被害者の一時保護の状況（内訳）＞

年度	DV被害者			同伴する子ども		うち交際相手(※)によるDV	
	人数	委託	平均日数	人数	委託	人数	同伴する子ども
27	14	0	10.1	16	0	0	0
28	12	1	14.3	7	1	0	0
29	13	1	13.1	16	4	2	0
30	10	3	19.1	11	4	2	1
元	14	3	16.0	20	7	2	0

※ 「交際相手」とは、生活の本拠を共にする交際をする関係に係るものを指す。
(県子ども家庭課調べ)

○加害者等の追及から逃れるため、県域を越える避難や保護を必要とする被害者も増加しており、配暴センターでは、他県の配暴センター等への情報提供を行うなど、被害者の意向を尊重した対応を行っています。

課題

- 被害者の保護にあたり、迅速かつ安全に保護する体制を充実するとともに、二次的被害を防止する必要があります。
- 被害者の抱える実情が複雑化・多様化しており、配暴センターによる県域を越えた避難や保護の調整、警察の支援による宿泊施設への一時的避難など、被害者に配慮した対応を充実する必要があります。

【今後の方策①】 安全な移送体制の確保

○地域配暴センター（各総合支庁担当課）が、市町村や警察と一層緊密に連携・協力しながら、女性担当者が同伴するなど被害者に配慮した安全な移送を行います。

施策	担当課	取組み概要
移送体制の充実	各総合支庁(地域配暴センター) 女性相談センター	◆地域DV被害者支援連絡会議を開催し、市町村や警察との連携体制をより一層強化するとともに、女性担当者が同伴するなど被害者に配慮した移送を実施。

【今後の方策②】 緊急保護体制の充実

○休日や夜間など緊急に保護が必要と認められるときは、配暴センター、市町村、警察等の関係機関が連携し、適切に対応します。

施策	担当課	取組み概要
緊急保護体制の充実	女性相談センター 各総合支庁(地域配)	◆24時間体制の保護を実施。 ◆日頃から配暴センターと警察の連携強化を図

	暴センター)	るとともに、地域DV被害者支援連絡会議等を活用し、市町村や警察と夜間・休日等の保護体制の整備、連携を強化。
民間宿泊施設への一時避難にかかる宿泊費用の支援	県警察人身安全少年課	◆再び被害に遭う恐れがあるため帰宅することが困難な被害者に対し、自ら避難場所を確保することができない場合又はやむを得ない理由から公的機関への避難が困難な場合において、一時的にホテルなどに宿泊する費用を支援し、被害者の安全を確保。

【今後の方策③】 県域を越えた広域的な連携の推進

○配暴センターは、被害者の必要に応じて、さらなる広域的な支援が円滑に行えるよう、他都道府県と情報交換を積極的に行うなど連携を強化します。

施策	担当課	取組み概要
他都道府県との情報交換による連携強化	女性相談センター	◆全国婦人相談所長会議、北海道・東北地区婦人相談所長会議等で、広域的な支援が円滑に行えるよう積極的に情報交換を行うほか、近県の配暴センター等と日常的に情報交換し連携を強化。

【施策の方向8】 被害者の人権に配慮した一時保護体制の充実 [重点項目]

現状

- 一時保護の委託については、委託先との連携を密にすることで、被害者の個別の事情に配慮した自立支援となるよう努めています。
- 現在、男性被害者の一時保護が実施できる場所は確保されておらず、配暴センター等において個別の状況に応じた対応を行っています。

課題

- 県内全地域で迅速な対応が可能となるよう、一時保護委託先がない地域には、民間団体の動向を踏まえながら委託先の確保について検討する必要があります。
- 被害者の性別や性的指向と性自認に関わらず一時保護を実施できる体制を確保する必要があります。また、男性被害者の保護については、男性被害者の相談機能の充実と併せて検討する必要があります。
- 一時保護の受入れに当たっては、入所者の緊張と不安を緩和するために、きめ細かく相談・支援や心理ケアを行う必要があります。また、一時保護後も被害者への支援が途切れることがないよう配慮する必要があります。
- 配暴センターは、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理する必要があります。

【今後の方策①】 きめ細かな相談・支援の実施

○入所者が安心して援助を受けることができるという気持ちを持てるよう、安全対策を講じるとともに、きめ細かな相談・支援を実施します。

施策	担当課	取組み概要
安全対策の実施	子ども家庭課 女性相談センター	◆一時保護所において、警備設備などを確保するとともに、保護マニュアルに基づき安全対策を実施。 ◆関係機関への同行支援の際は、警察等と連携し、安全対策を実施。
きめ細かな相談・支援の実施	女性相談センター 各総合支庁(地域配暴センター)	◆女性相談員や配暴センター担当職員が、入所者の将来の不安等に寄り添いながら、きめ細かな相談と支援を実施。 ◆退所後も被害者の来所相談等に応じるほか、他の機関に引継ぎを行う場合には、単に当該機関の連絡先を教示するだけでなく、担当者との面接が確実に行われるよう連絡・調整を徹底。

【今後の方策②】 心理ケアの充実

○入所者の疾病など心身の健康状態等を踏まえて、医学的又は心理学的な援助を行います。

施策	担当課	取組み概要
心理ケアの充実	子ども家庭課 女性相談センター	◆被害者の実情を踏まえて、一時保護期間中に心理担当職員等による心理ケアを実施。 ◆被害者の意向を聞きながら関係機関・医療機関と連携し、適切な心理ケアを実施。

【今後の方策③】 一時保護委託先の拡充を検討

○被害者の実情に応じ、迅速かつ適切な保護が実施できるよう、NPO・社会福祉法人等民間団体の動向を踏まえながら一時保護委託先の拡充を検討します。

施策	担当課	取組み概要
一時保護委託先の拡充の検討	子ども家庭課 若者活躍・男女共同参画課	◆一時保護委託先がない地域について、NPOや社会福祉法人等民間団体の動向を踏まえながら委託先の確保を検討。 ◆男性被害者等の一時保護委託先については、相談窓口(配暴センター)の設置と合わせ、国、他県、民間団体の動向など情報収集を実施しながら、委託先の確保を検討。

委託先との連携	女性相談センター 各総合支庁(地域配 暴センター)	◆被害者の個別の事情に配慮し、委託先と緊密に 連携しながら一時保護委託を実施。
---------	---------------------------------	--------------------------------------------

【今後の方策④】 苦情処理の体制整備

○被害者の保護に関わる職員の職務の執行に関する苦情を受け付け、公正な視点で適切かつ迅速に苦情処理を行える体制整備を検討します。

施策	担当課	取組み概要
苦情処理体制の整備	子ども家庭課 女性相談センター	◆苦情処理体制の整備を検討(※)。 ◆一時保護所の意見箱の利用について、入所者に周知を徹底。

※婦人保護施設については、山形県福祉サービス運営適正化委員会(山形県社会福祉協議会)の苦情処理の対象となっています。

【施策の方向9】 保護命令に関する支援

現状

○山形地方裁判所調べによる、本県の直近5年間の「保護命令に係る対応状況」は以下のとおりです。(図表17)

<図表17 保護命令に係る対応状況(山形県)>

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年/ 令和元年
保護命令件数		15	12	10	11	14
内訳	接近禁止命令のみ	3	1	2	3	3
	退去命令のみ	0	0	0	0	0
	接近禁止及び退去命令	0	0	1	0	0
	電話等禁止命令のみ	0	0	0	0	0
	接近禁止及び電話等禁止命令	12	10	6	8	9
	退去命令及び電話等禁止命令	0	0	0	0	0
	接近禁止、退去及び電話等禁止命令	0	1	1	0	2

※ 保護命令通知件数は、警察が他県の裁判所からの通知を受理した数を含む。

(山形地方裁判所調べ)

課題

○被害者の生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、保護命令制度を周知するとともに利用のための支援を行う必要があります。また、保護命令発令時には、警察等関係機関と連携し、被害者の安全確保を速やかに行う必要があります。

【今後の方策①】 保護命令制度の周知と利用のための支援

○配暴センター等は、被害者等が速やかに安心して保護命令制度を利用できるよう、被害者に対して分かりやすく情報提供し、助言その他の援助を丁寧に行います。

施策	担当課	取組み概要
保護命令制度の利用支援	女性相談センター 各総合支庁(地域配暴センター) 県警察人身安全少年課	◆必要に応じて、被害者等に保護命令制度の情報提供や助言、書類作成等の手続き、関係機関への連絡等を支援。

【今後の方策②】 保護命令に対する適切な対応

○配暴センターは、保護命令の申立てを行う際や保護命令が発せられた際には、警察・教育機関等関係機関と連携し、被害者の安全確保を速やかに行います。

施策	担当課	取組み概要
保護命令に対する被害者支援	女性相談センター 各総合支庁(地域配暴センター) 県警察人身安全少年課	◆事案に応じて、申立てから決定までの間についても、一時保護や関係機関との連携により安全を確保。 ◆保護命令が発せられた場合には、被害者に保護命令発令後の留意事項を速やかに情報提供。 ◆警察・教育機関等関係機関との情報共有を速やかに行い、被害者及びその子ども等の安全確保を徹底。

基本の柱Ⅳ 被害者の自立を促進する支援の充実

被害者が自立して生活しようとする際は、住宅や生活費の確保、就業機会の確保、子どもの就学の問題等、複数の課題を同時に抱えています。課題解決に関わる機関等は多岐にわたるため、各機関が、認識を共有しながら連携を図って被害者の自立を支援することが重要です。

配暴センターでは、関係機関等と連絡調整を図りながら、被害者が加害者から精神的にも経済的にも自由となれるよう、ひとり親家庭への支援等DV被害者が活用できる各種支援制度の積極的な利用を支援していきます。

また、一時保護所等の退所後も、被害者の安全・安心が確保された上で、こころの回復支援や生活支援が途切れないよう関係機関等への引継ぎを徹底するとともに、地域における市町村や関係機関等による支援体制づくりに取り組んでいきます。

さらには、被害者が住居や仕事の確保、子どもの養育や就学の問題など「相談や保護に至った後の、先の生活が見通せない不安」から相談を躊躇することがないように、被害者の自立を促進する支援について、その充実とともに支援方策の周知・啓発に取り組んでいきます。

重点取組事項

被害者の自立を促進するため、就業に向けた支援等を行う際には、母子家庭（ひとり親）の被害者への経済的支援や職業能力開発支援、生活支援等ひとり親家庭支援制度の積極的な活用を図ります。

【施策の方向 10】 住居の確保に向けた支援

現状

- 配暴センター等では、一時保護所を退所した後、地域での生活に移行する前に自立に向けた支援を必要とする場合は、女性の保護施設や母子生活支援施設への入所措置を検討しています。
- 本県のDV被害者の一時保護後の状況は、直近4年間に被害者が婦人保護施設に入所した実績はありませんが、令和元年度に母子生活支援施設に入所した被害者が4人に増加しています。（図表 18）

＜表 18 DV被害者の一時保護後の状況＞ (人)

年度	婦人保護施設	自立	家庭復帰	帰郷	母子生活支援施設	その他	合計
27	2	1	4	6	0	1	14
28	0	4	1	3	0	4	12
29	0	5	2	2	2	2	13
30	0	2	3	2	1	2	10
元	0	1	2	3	4	4	14

(県子ども家庭課調べ)

○保護や保護命令の発令に至ったDV被害者（※）については、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成19年法律第112号）に基づく住宅確保要配慮者に含まれます。

○本県においては、平成16年度から、県営住宅の入居に際し、被害者への優遇措置を設け、住居の確保に向けた支援を行っています。

※一時保護又は保護施設による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者、保護命令の効力が生じた日から起算して5年を経過していない者。

課題

○被害者の自立を支援するためには、被害者の居住の安定を図ることが極めて重要です。特に公営住宅への入居に際し、個別ケースに応じて弾力的な運用を行うことが必要となります。

○市町村においても被害者の公営住宅の優先入居等がさらに推進するよう、積極的な働きかけを行うとともに、公営住宅の数には限りがあることから、民間のアパート等に入居する場合に利用できる支援制度の創設について政府に働きかけながら、各種支援施策について被害者に情報提供できるよう、関係機関等と一層の連携を図っていく必要があります。

○DV被害者のためのシェアハウスやステップハウス（※）の設置について、意欲ある民間支援団体の育成・支援を図っていく必要があります。

※ステップハウス：一時保護施設退所後、地域での生活に移行する前に自立に向けた支援を受けながら生活する施設。

【今後の方策①】 公営住宅の優先入居実施等の入居対策

○県は、公営住宅への入居の際の優遇措置等入居対策を促進するとともに、配暴センターは、住居の確保に向けて被害者に寄り添った支援を行います。

施策	担当課	取組み概要
住宅の確保を支援	女性相談センター 各総合支庁(地域配 暴センター)	◆公的住宅への入居の際の優遇措置や、民間のアパート等に入居する場合に利用できる民間の保証人代行サービス等支援策について、情報を収集し、被害者へ情報提供等を実施。 ◆関係機関等と連携し、必要に応じ被害者に同行する等、住宅確保のための支援を実施。
公営住宅の優先入居等措置	建築住宅課	◆DV被害者に対して、県営住宅への単身入居を可とする等、入居条件等の優遇措置を実施。 ◆県営住宅の既存入居者でDV被害者については、別の県営住宅への住み替え（特定入居）を可とする措置を実施。 ◆家賃債務保証業者による保証制度（家賃保証債

		務)を導入し、その保証を付した場合は連帯保証人を免除する等、入居時の条件の緩和を実施。
民間住宅のセーフティネット住宅の情報提供	建築住宅課	◆住宅確保要配慮者を受け入れるセーフティネット住宅を県ホームページにおいて周知。
市町村による公営住宅の優先入居等対策の推進	子ども家庭課 女性相談センター 各総合支庁(地域配 暴センター)	◆地域DV被害者支援連絡協議会、市町村担当課長会議等機会を捉えて働きかけを行い、被害者のための住宅の確保を推進。

【今後の方策②】 母子生活支援施設による支援強化

○母子生活支援施設は、母子を分離せずに入所させ、母子を保護するとともに自立の促進のためにその生活を支援する施設であり、子どもの支援においても重要であることから、県では積極的な施設活用を促進します。

施策	担当課	取組み概要
母子生活支援施設の利用促進	各福祉事務所 各総合支庁(地域配 暴センター) 女性相談センター 子ども家庭課	◆母子生活支援施設を積極的に活用し、被害者及びその子どもの心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援及び退所後の支援が円滑に行われるよう、施設及び関係機関と連携を図りながら支援を実施。

【今後の方策③】 女性の保護施設の利用促進及び民間団体によるシェアハウスやステップハウス設置の支援

○一時保護終了後直ちに自立することが困難な被害者への自立を支援するために、女性の保護施設の利用を促進するとともに、シェアハウスやステップハウスの設置等民間の支援団体の育成・支援に取り組みます。

施策	担当課	取組み概要
女性の保護施設の活用	女性相談センター	◆女性の保護施設を活用した被害者の自立支援を継続。
ステップハウス設置に取り組む民間団体の育成・支援	子ども家庭課	◆DV被害者の自立支援に取り組む民間の支援団体の動向を把握し、シェアハウスやステップハウスの設置について、意欲ある民間支援団体を育成・支援。

【今後の方策④】 保護施設等における感染症対策の徹底

○被害者の安心・安全を確保するため、女性の保護施設等の新型コロナウイルス防止対策を徹底します。

施策	担当課	取組み概要
女性の保護施設等の新型コロナウイルス防止対策	子ども家庭課 女性相談センター	◆女性の保護施設及び一時保護所において、感染症防止マニュアルを作成し、防止対策を徹底。

【施策の方向 11】 就業に向けた支援 [重点項目]

現状

- 配暴センター等では、被害者の求職活動に寄り添って支援するとともに、利用可能な就労支援制度や福祉制度について情報提供、助言を行っています。
- 配暴センター等との連携により、ひとり親家庭応援センターにおいても、DV被害者の就業相談が積極的に実施されています。また、「マザーズジョブサポート山形・庄内」では託児やキッズコーナーを備えており、子連れで安心して就労相談ができます。
- 県では、ひとり親家庭支援を強力に推進しており、下記の事業を展開しています。

【山形県におけるひとり親家庭支援制度】

(1) ひとり親家庭の県内移住・定着の支援

県外から移住するひとり親家庭の方に対し、引越しから住まい・食・就労まで一体的に支援します。

(2) ひとり親家庭の資格取得の支援

看護師や保育士など就職に有利な資格取得のために専門学校などの養成機関で1年以上修業する場合に、生活費、家賃、通学費をパッケージで支援します。

(3) ひとり親家庭応援センターの運営

ひとり親家庭の子育てや生活、就労、経済などの様々な相談を受け、問題解決のお手伝いをします。法律相談が必要な方には、弁護士の紹介や相談への同行も行います。

(4) ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援

ひとり親家庭の子どもの対象として、無料で学習支援を行います。

(5) ひとり親家庭の子育て・生活支援

ひとり親が、急な仕事や病気、冠婚葬祭などで一時的に家事や育児ができないとき、または未就学児を養育している家庭が就業上の理由による場合は定期的に、家庭生活支援員を派遣し、子どもの預かりや生活のお手伝いをします。

課題

- 被害者の自立を支援する上で、被害者一人ひとりの状況に応じ、就業支援を行うことが極めて重要です。特にハローワークを始め、「マザーズジョブサポート山形・庄内」やひとり親家庭応援センター等関係機関との連携を一層強化する必要があります。
- 被害者がひとり親家庭に該当する場合は、ひとり親家庭支援制度の周知・活用を積極的に行い、自立を支援する必要があります。また、実施主体が市町村の事業については、実施市町村を拡大する必要があります。

【今後の方策①】 被害者への就業支援の充実

- 県は、関係機関との連携を強化し、配暴センターは、就職に関する情報提供や関係機関への同行支援など、被害者の就業に向け、より積極的な支援を行います。

施策	担当課	取組み概要
就業に向けた支援	女性相談センター 各総合支庁(地域配 暴センター)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ハローワーク等関係機関と連携し、就職に関する情報を提供。 ◆被害者の希望に応じて、ハローワークやマザーズジョブサポートセンター等へ同行支援を実施。
就業支援連絡会議の開催	子ども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> ◆ひとり親家庭就労・自立支援センターが開催する、ハローワーク・母子生活支援施設を含む関係機関による就業支援連絡会議において、DV被害者を含むひとり親家庭の就業支援について情報交換を実施。
企業へのDV啓発	若者活躍・男女共同 参画課 雇用対策課	<ul style="list-style-type: none"> ◆被害者が偏見を持たれることなくその置かれる状況について理解され、職場で配慮されるよう、企業向けセミナー開催等の機会を捉え、DV啓発用リーフレットを配布し、企業の理解を促進。 ◆メールマガジン「労働やまがた」を活用した啓発を実施。
多様な職業訓練の実施及び支援	雇用対策課	<ul style="list-style-type: none"> ◆早期再就職を促進するため、民間教育訓練機関への委託等により、多様な職業訓練を実施。 ◆子育て中の希望者に託児サービス付きの職業訓練を実施。 ◆雇用保険を受給できない訓練受講者に、求職支援制度を情報提供。

【今後の方策②】 マザーズジョブサポート山形・庄内による個々のニーズに応じた支援

○被害者が子育て中の場合などには、必要に応じ、「マザーズジョブサポート山形・庄内」において、就労支援を行います。

施策	担当課	取組み概要
ワンストップ相談窓口の設置による就業支援	若者活躍・男女共同参画課	◆「マザーズジョブサポート山形・庄内」を運営し、女性の相談員による就労と子育ての両立に向けた相談や就職あっせん、就労面接時における無償の託児など、きめ細かな支援により、被害者の就業を促進。

【今後の方策③】 DV被害者を含む母子家庭（ひとり親）への経済的支援及び職業能力開発支援制度の周知・活用

○配暴センター等は、ひとり親家庭応援センター等と連携しながら、就業支援等DV被害者の自立支援を行う際、ひとり親家庭支援制度を積極的に情報提供し、活用を図ります。

施策	担当課	取組み概要
ひとり親の被害者に対する自立支援	女性相談センター 各総合支庁(地域配暴センター)	◆ひとり親家庭応援センター等と連携し、母子家庭（ひとり親）への各種経済的支援及び職業能力開発支援制度等を周知、活用を助言。
ひとり親家庭支援の充実	子ども家庭課	◆ひとり親家庭応援センターを運営し、就職あっせんを行うとともに、ひとり親家庭相談員等による各種手続き等の同行支援や企業訪問による就業定着支援等、きめ細かな相談対応を実施。 ◆会議等の機会を捉えて、市町村の意見を聴取しながら、ひとり親家庭支援事業の充実を促進。

【施策の方向 12】 被害者の立場に立った生活支援

現状

○被害者の状況により、就業支援を行ってもなお生活に困窮する場合は、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度の活用について、関係機関につないでいます。

○県男女共同参画センター・チェリアでは、弁護士による法律相談を定期的実施し、被害者の司法上の支援に役立てています。

課題

- 複数の窓口に対して、被害者が個別に出向いて繰り返し自身の置かれた状況を説明し、支援を受けるための手続を進めることは、加害者に遭遇する危険性が高まる上に、心理的にも身体的にも、被害者にとって大きな負担となることが指摘されており、行政機関の窓口の一本化（ワンストップ化）や同行支援を行うことが重要です。
- 全国では、DVの被害者が自立後に、個人情報 leaked ため加害者が自宅に現れ、再度の転居と子どもの転校を余儀なくされたという事例も発生しています。関係機関が連携し、再被害防止を支援して安全・安心を確保するとともに、支援に関わるすべての機関において、被害者の個人情報の管理を徹底することが極めて重要です。

【今後の方策①】 生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の周知と利用のための支援

- 配暴センターは、被害者が生活上の困難に直面している場合、関係機関と連携しながら、自立した生活が行えるよう、被害者の立場に立った生活支援を実施します。

施策	担当課	取組み概要
被害者の生活の相談支援	女性相談センター 各総合支庁(地域配暴センター)	◆被害者の状況に応じ、生活保護制度の活用について、福祉事務所へ相談をつなぐとともに、県及び市町村の社会福祉協議会と連携し、DV被害者が活用できる生活困窮者自立支援制度等の周知と利用のための支援を実施。
生活保護制度による支援と配慮	各福祉事務所 地域福祉推進課	◆DV被害者に対する生活保護の適用について、生活保護の実施機関の決定や扶養義務調査等において、被害者の置かれた状況や個人情報の保護に配慮した対応を実施。
生活困窮者自立支援制度による支援	地域福祉推進課	◆DV被害者の置かれた状況に十分に配慮しながら、自立に向けた相談と関係機関との連携支援を実施。

【今後の方策②】 公的サービス、各種手続きの円滑な利用のための支援

- 被害者の負担軽減を図るため、市町村や関係機関における対応窓口の一元化（窓口のワンストップ化）を促進するとともに、必要に応じ配暴センター等職員が同行支援を行います。

施策	担当課	取組み概要
窓口の一元化（窓口のワンストップ化）の促進	子ども家庭課 女性相談センター 各総合支庁(地域配暴センター)	◆会議等の機会を捉えて、市町村等、複数の法制度や公的サービスの提供に関わる関係機関に働きかけ、被害者に対応する窓口のワンストップ化を促進。

同行支援の実施	女性相談センター 各総合支庁(地域配 暴センター)	◆関係機関における被害者の各種手続きが円滑に進むよう連絡調整を実施。必要に応じ、被害者の安全への配慮や不安の解消のために、同行支援を実施。
---------	---------------------------------	-----------------------------------------------------------------------

【今後の方策③】 法律相談及び民事法律扶助制度等の周知と利用のための支援

○配暴センターは、被害者一人ひとりの実情を踏まえ、保護命令申し立て、離婚調停手続き等司法手続きを進める上での支援を行います。

施策	担当課	取組み概要
司法制度利用の支援	女性相談センター 各総合支庁(地域配 暴センター)	◆必要に応じて、民事法律扶助制度(※)等の情報提供や各種法律相談窓口の紹介、同行支援を実施。
県弁護士会と連携した法律相談の実施	子ども家庭課	◆ひとり親家庭応援センターにおいて、法律相談が必要なDV被害者等には、弁護士の紹介や法律相談への同行支援を実施。
法律相談の実施	若者活躍・男女共同 参画課	◆県男女共同参画センター・チェリアで弁護士による法律相談を定期的実施。

※民事法律扶助制度：弁護士等、法律専門家による無料法律相談や、弁護士、司法書士の費用の建替え等を行う制度。
日本司法支援センター（通称：法テラス）において実施。

【今後の方策④】 再被害防止の支援による安全・安心の確保

○配暴センターは、被害者が自立した後も再被害防止の支援が行われるよう、警察や市町村等関係機関と緊密に情報共有・連携していきます。

施策	担当課	取組み概要
被害者の安全・安心の確保	女性相談センター 各総合支庁(地域配 暴センター)	◆被害者が地域での生活に移行した後も、安全・安心が確保されるよう、市町村要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、警察等関係機関と緊密に情報共有し、支援体制づくりを調整。
再被害防止の支援	県警察警務課	◆同じ加害者による再犯によって生命・身体に関する被害のおそれがある場合、警察において犯罪被害者等を「再被害防止対象者」として指定し、重点警戒を行うなど再被害を防止。

【今後の方策⑤】 被害者等の個人情報の保護の徹底

○被害者の安全確保を図るため、住所や居所はもとより、被害者等に係る個人情報の保護を徹底するとともに、被害者支援に関わる市町村等関係機関に対し、適切な個人情報の取扱いについて周知します。

施策	担当課	取組み概要
被害者の個人情報の保護の徹底	女性相談センター 各総合支庁(地域配 暴センター)	◆被害者の個人情報の保護を徹底。 ◆住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付に対する拒否等の措置(DV等支援措置)の手続きについて被害者に情報提供するとともに、外国人登録原票や医療保険、マイナンバーの適切な取扱い等について、市町村等関係機関に周知。
関係機関における個人情報の保護の徹底及び周知	子ども家庭課 税政課 市町村課 健康福祉企画課 雇用対策課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育課 生涯教育・学習振興課 県警察人身安全少年課	◆被害者の個人情報の保護を徹底。 ◆担当者会議等多様な機会を捉えて、市町村等関係機関及び担当職員へDV被害者にかかる個人情報の適切な取扱い等について周知。

【施策の方向 13】 こころの回復支援

現状

○現在、被害者に対しては、中央配暴センター(女性相談センター)において心理担当職員等が必要に応じて心のケアを実施しているほか、関係機関・医療機関と連携し、被害者の意向を尊重したこころの回復を支援しています。

課題

○被害者は、繰り返される暴力の中でPTSD(心的外傷後ストレス障害)等の障がいを抱えることもあり、加害者と離れ、自立した社会生活を営むことが可能となっても、心理的ダメージは長期にわたって心身に様々な影響を及ぼすことがあります。関係機関・医療機関との連携を一層強化し、心理的ケアが継続されるよう支援する必要があります。

【今後の方策①】 被害者のメンタルヘルスケアの実施

○県は、被害者のこころの回復のための支援体制を充実します。また、中央配暴センターにおいて、心理担当職員等が心のケアを実施するとともに、被害者の意向を聞きながら、中長期的ケアも視野に入れて適切な機関においてこころの回復を図ります。

施策	担当課	取組み概要
被害者のこころのケアの実施	女性相談センター	◆心理担当職員等による心のケアを実施。 ◆関係機関・医療機関と連携し、被害者の状況に応じた精神面での中長期的ケアを検討。
母子生活支援施設への心理療法担当職員の配置	子ども家庭課	◆母子生活支援施設に心理療法担当職員を配置し、母子への心のケアを実施。 ◆退所後も必要に応じて、心のケアを継続。
「こころの相談」を実施	若者活躍・男女共同参画課	◆県男女共同参画センター・チェリアにおいて、定期的にカウンセラーによるこころの相談を実施。
「心の健康電話相談」を実施	障がい福祉課	◆精神保健福祉センターにおいて、心の健康電話相談（電話・面談・メール）を実施し、必要に応じて診療も実施。 ◆保健所において、電話・面談による相談を行い、医療機関や福祉関係事業所等の情報提供や家庭訪問による健康管理活動を実施。
性暴力被害者への臨床心理士等の紹介・カウンセリング費用の助成	消費生活・地域安全課 県警察警務課	◆「やまがた性暴力被害者サポートセンター（ベにサポやまがた）」における性暴力被害者への支援。
医療機関の情報提供	健康福祉企画課	◆山形県医療機関情報ネットワークを通じ、PTSD等に対応できる医療機関について情報提供。

【今後の方策②】 被害者を支えるアフターケアの充実

○配暴センターは、被害者が自立した後も継続して相談等の援助を受けられるよう、適切な相談機関を紹介する等の対応を行います。

施策	担当課	取組み概要
地域生活における被害者の回復支援	女性相談センター 各総合支庁(地域配暴センター)	◆被害者が地域での生活に移行した後も、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、被害者の意向を聞きながら、カウンセリング等の専門家や知見を有する、適切な相談機関を紹介。

基本の柱Ⅴ DV被害者の子どもを守る体制の強化

全国で相次いだ児童虐待死亡事件の背景にDV被害があったことを踏まえ、令和元年6月のDV防止法改正において、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、相互に連携・協力すべき機関として児童相談所が明文化されました。

特に子どもについては、配偶者に対する暴力による心理的虐待に加え、転居や転校を始めとする生活の変化等により、種々の大きな影響を受けやすく、さらに子どもが直接、暴力の対象となっている場合もあります。

被害者と子どもを適切に保護するとともに、子どもがいる被害者が安心して相談し、解決に向け一歩踏み出すことができるよう子どもの支援体制の強化に取り組んでいきます。

重点取組事項

児童虐待から子どもを守る体制強化のため、市町村要保護児童対策地域協議会（以下、「市町村要対協」という。）に女性相談員等の参加を促し、DV対応と児童虐待対応との連携を強化します。

指標

市町村要対協・実務者会議（※）に女性相談員（配暴センター、市福祉事務所）等が参加している市町村

33市町村（令和2年9月1日現在）⇒全市町村

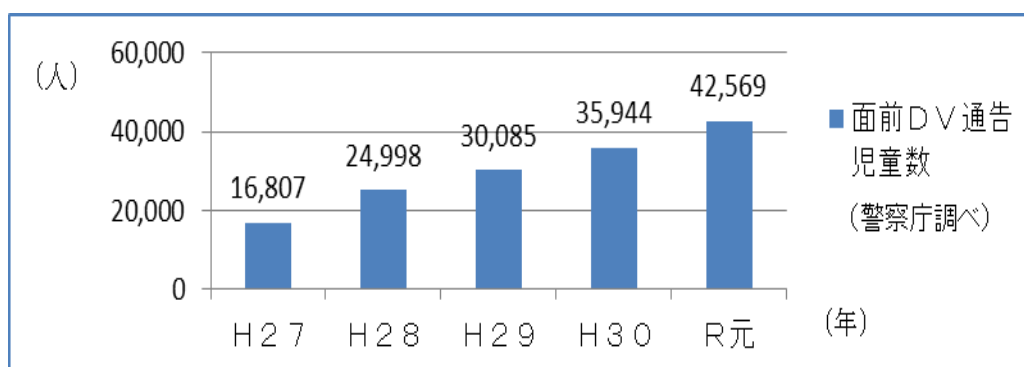
※実際に活動する実務者レベルの担当者が参集し、定期的にケースの支援内容を検討する会議

【施策の方向14】 児童虐待から子どもを守る体制強化 [重点項目]

現状

- 「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号）第2条第4号において、子どもが同居する家庭において、配偶者に対する暴力その他の子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うことは、児童虐待に当たるとされています（面前DV）。
- 面前DVで警察から児童相談所に通告した児童数は、全国的に増加しています。（図表19）

<図表19 面前DVで警察から児童相談所に通告した児童数（全国）>



○中央配暴センター（女性相談センター）と中央児童相談所が県福祉相談センターとして同一の組織内にあるため、日常的に緊密な連携が図られていることが、本県の強みとなっています。

○市町村へのアンケート調査によると、市町村要対協へのDV対応機関の参加によって、「母子一体となった支援の検討」「関係機関のネットワーク化」「児童支援が進展した」など、77.1%の市町村で効果があったと評価しています。

課題

○児童虐待とDVの特性や、これらが相互に重複して発生していることを踏まえ、市町村要対協・実務者会議の活用等により、児童相談所と配暴センターや市福祉事務所が連携・協力し、DV被害者と子どもの保護対策を更に強化することが必要となります。

【今後の方策①】 児童相談所・警察・市町村等と連携した虐待防止・対応

○配暴センターは、DV事案の対応においては、児童相談所・警察・市町村等と連携し、子どもの安全を最優先とした対応を行います。

施策	担当課	取組み概要
児童相談所・警察・市町村等と連携した子どもの安全確保	女性相談センター 各総合支庁(地域配暴センター)	◆子どものいる家庭でのDV事案については、児童虐待の有無を視野に入れ、子どもの安全を最優先に児童相談所・警察・市町村等と連携し対応。
児童虐待対応	各児童相談所	◆配暴センター・警察等から児童虐待通告があった場合、48時間以内に目視による子どもの安全確認を徹底。必要に応じて子どもの保護を実施。 ◆児童虐待に対応する中でDV対応が必要と思われるケースについては、女性相談センター・地域配暴センター・市町村等と連携し対応。
被害児童の安全確保	県警察人身安全少年課	◆子どものいる家庭でのDV事案については、児童虐待の有無を視野に入れ、被害児童の安全確保を最優先とした対応を行うとともに、関係機関に対する照会、児童相談所への通告を徹底するなど関係機関との連携を強化。

【今後の方策②】 市町村要保護児童対策地域協議会を活用した連携・支援

- 「要保護児童対策地域協議会構成員への参画について（依頼）」（令和元年8月2日付け子家第565号山形県子育て推進部子ども家庭課通知）に基づき、市町村要対協に配暴センターや市福祉事務所の女性相談員等の参画を促します。

施策	担当課	取組み概要
市町村要対協への女性相談員等の参画	子ども家庭課 女性相談センター 各総合支庁(地域配暴センター)	◆全ての市町村要対協・実務者会議に配暴センターや市福祉事務所の女性相談員等が参画するよう、市町村を支援。

【施策の方向15】 DV被害者の子どもの支援

現状

- 一時保護時に子どもを伴う割合は、各年度とも高く、約半数の被害者が子どもを伴っています。（図表20）

＜図表20 一時保護時に子どもを伴う割合＞

年度	DV被害者(人)	うち子どもを同伴するDV被害者(人)	割合
27	14	9	64.3%
28	12	5	41.7%
29	13	5	38.5%
30	10	6	60.0%
元	14	9	64.3%

（県子ども家庭課調べ）

- 現在、一時保護所において、同伴する子どもに心理的ケアを行う職員と保育・学習指導を行う職員を配置しています。子どもの支援に当たっては、必要に応じて児童相談所と連携、支援を受けながら対応しています。

課題

- 被害者だけではなく、同伴する子どもも同様に心理的被害を受けている場合が多く、子どもに対する医学的又は心理的な援助を行う必要があります。加えて、転居や転校を始めとする生活の変化等の影響も受けやすく、学習に遅れが生じている場合もあるため、学習支援も重要です。
- 子どものいる被害者が解決に向け一歩踏み出すことができるよう、子どもの支援を充実する必要があります。
- 被害者やその子どもに保護命令が発せられた場合や被害者の自立に当たっては、教育機関及び保育所等と連携し、子どもの安全な就学・保育等の支援を行っていく必要があります。

【今後の方策①】 子どもの心理的ケアや学習支援

○一時保護所においては、必要に応じて児童相談所と連携、支援を受けながら同伴する子どもの心理的ケアや学習支援に対応します。

施策	担当課	取組み概要
子どもの心理的ケアの実施	女性相談センター 各児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ◆一時保護所においては必要に応じて同伴する子どもに対して心理的ケアを実施。 ◆心理的ケアに当たっては、必要に応じて児童相談所と連携し、支援を受けながら対応。 ◆退所後も必要に応じて継続的な心理的ケアが実施されるよう、関係機関・医療機関・教育機関と連携し、適切な相談機関を紹介する等対応。
子どもの学習支援の実施	女性相談センター 各総合支庁(地域配 暴センター)	<ul style="list-style-type: none"> ◆一時保護所において、同伴する子どもに学習保育指導を行う職員による学習支援を実施。 ◆退所時に必要に応じて、ひとり親家庭の学習支援や生活困窮世帯の学習支援などを情報提供。
教育機関による子どもの支援	義務教育課 高校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ◆小中学校へのスクールカウンセラーの派遣、高等学校全校へのスクールカウンセラー配置により、児童や生徒のこころのケアや保護者への助言・支援を実施。

【今後の方策②】 子どもの安全な就学・保育等の支援

○県及び配暴センターは、保護命令が発せられた場合の子どもの安全の確保や被害者の自立に当たっての就学・保育等の支援について、教育機関等と連携し適切に対応します。また、被害者の子どもに進学する意欲がありながら、経済的な問題から就学を断念することがないよう、被害者や子どもの意向を尊重しながら進学の実施を行います。

施策	担当課	取組み概要
子どもの安全の確保	女性相談センター 各総合支庁(地域配 暴センター) 子ども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> ◆保護命令が発せられた場合、必要に応じ、学校・保育所にその内容を伝え、教育機関等と連携し子どもの安全を確保。

<p>子どもの就学・保育等の支援</p>	<p>女性相談センター 各総合支庁(地域配 暴センター) 子ども家庭課 子育て支援課</p>	<p>◆被害者の自立に当たり、子どもについて区域を越えた就学の受入れや、母子及び父子並びに寡婦福祉法に則した保育所などの優先入所についての配慮、保育料算定等の弾力的な運用が行われるよう、教育委員会及び市町村に対して協力を要請。</p> <p>◆子どもについて進学する意欲がある場合、各種奨学金や貸付制度について情報を提供。</p>
<p>教育と福祉の連携強化</p>	<p>義務教育課</p>	<p>◆教育事務所に配置(市町村へ派遣)するスクールソーシャルワーク・コーディネーターを活用し、教育と福祉の連携を強化。</p>
<p>奨学金の貸与</p>	<p>高校教育課</p>	<p>◆経済的理由により修学が困難な生徒について、所定の資格要件を満たす場合、奨学金を貸与。</p>

基本の柱Ⅵ 市町村・関係機関との連携の強化

本県においては、13市すべてに女性相談員が配置されていることが、地域における被害者支援の大きな強みとなっています。一方で、小規模な町村においては、体制の整備が不十分と考えている自治体もあります。すべての市町村が、DV基本計画を策定し、地域に密着したDV防止の啓発や窓口の周知等積極的な広報活動を行うとともに、身近な行政主体として相談窓口の周知を行うことが重要です。

県では、市町村において、県配暴センターや各相談窓口と協力しながら、被害者の相談から自立支援まで適切な対応がなされるよう、市町村の計画策定とその取組みについて助言や支援を行います。

また、配偶者からの暴力は複雑な問題であり、一つの機関だけで対応することは困難です。県では、定期的な意見交換の場として地域DV被害者支援連絡協議会を活用しながら、市町村及び関係機関と顔の見えるネットワークづくりに取り組んでいきます。

重点取組事項

市町村との連携によるDV対策の強化のため、DV防止法で定める市町村基本計画の策定を支援します。

指標

市町村基本計画の策定市町村数

16市町村（令和2年9月現在） ⇒ 全市町村

【施策の方向16】 市町村との連携によるDV対策の強化 [重点項目]

現状

○平成19年のDV防止法改正により、市町村における取組みを一層促進するため、法第2条の3第3項において、市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、市町村基本計画を策定するよう努めなければならないこととされました。

課題

- 被害者が市町村から適切かつ迅速に県配暴センターや各被害者相談窓口へ引き継がれるよう、市町村における支援体制を一層強化する必要があります。
- 県においては、市町村に対し基本計画の策定を始め、市町村の実施する施策が円滑に進むよう、きめ細かな助言等や情報提供を行う必要があります。
- 災害時や感染症の危機下においては、不安やストレスなどによりDVや児童虐待、性被害の増加が懸念されており、発生した場合には、避難所等へDVの予防に関する注意喚起や相談窓口の周知を行う必要があります。（再掲）

【今後の方策①】 市町村における支援体制づくりの推進

○県及び配暴センターは、被害者が身近な市町村において適切な対応・支援が受けられるよう、市町村に対しきめ細かな助言を行い、市町村における支援体制づくりを推進します。

施策	担当課	取組み概要
市町村との連携強化	女性相談センター 各総合支庁(地域配暴センター)	◆市町村に専門的な立場から助言・指導を実施。 ◆地域DV被害者支援連絡協議会等を活用し、被害者が市町村から県配暴センター等相談窓口適切かつ迅速に引き継がれるよう連携を強化。
市町村におけるDV支援体制づくりの促進	子ども家庭課 若者活躍・男女共同参画課	◆身近な市町村における広報・啓発活動を促進し、DV相談窓口の周知を強化。 ◆会議等の機会を捉えて、被害者支援にかかる市町村の相談窓口のワンストップ化を促進。
犯罪被害者支援担当者研修会の開催	消費生活・地域安全課	◆市町村等担当者を対象に研修会を開催し、犯罪被害者に係る関係機関の連携による支援を促進。

【今後の方策②】 市町村基本計画の策定支援

○県では、市町村に対して、DV基本計画を定め、市町村の実施する施策が円滑に進むよう、市町村に対する助言や支援を行います。

施策	担当課	取組み概要
市町村基本計画の策定支援	子ども家庭課 若者活躍・男女共同参画課	◆会議等を通して、基本計画の策定について、助言や支援を実施。 ◆市町村男女共同参画計画の改定の際に、併せてDV防止法による計画(位置づけを明確化)の策定を支援。

【今後の方策③】 災害時や感染症拡大時における相談窓口の周知(再掲)

○災害等が発生した場合、市町村等と連携し、避難所や家庭等へDVに関する注意喚起や相談窓口の周知を迅速に行います。

施策	担当課	取組み概要
女性の暴力に関する相談窓口一覧を作成・配布	若者活躍・男女共同参画課	◆平時から山形県版の女性の暴力に関する相談窓口一覧を市町村担当課、総合支庁に配布し備え、災害時には避難所への掲示を迅速に依頼。 (県内の相談窓口：付属資料(55頁)参照)
避難所等へDVの予防に関する注意喚起や相談窓口の周知を実施	各総合支庁(地域配暴センター) 子ども家庭課	◆災害時や感染症拡大時に市町村等と連携し、避難所や家庭等へストレスを高めない避難生活の留意点などDVの予防に関する注意喚起や相談

	若者活躍・男女共同 参画課 防災危機管理課	窓口の周知を実施。 ◆避難所におけるDV、性暴力の防止など、男女 共同参画の視点からの避難所運営を促す周知チ ラシを配布。
--	-----------------------------	------------------------------------------------------------------------

【施策の方向 17】 関係機関との連携によるDV対策の強化

現状

- 県では、平成 14 年度にDV被害者支援機関連絡会議を発足させるとともに、被害者支援が各圏域内で完結できるよう、平成 18 年度から各総合支庁を中心とした実務的な連絡会議である地域DV被害者支援連絡協議会を設置し、より機動的で実践的なネットワークの構築を図っています。
- 本県に民間のステップハウスや民間シェルターはありませんが、DV相談や被害者支援、啓発活動に積極的に取り組んでいる民間支援団体があります。

課題

- DV施策を進めていく上で、NPO等民間団体等を含め多くの関係機関が緊密に連携していくことが重要です。特に被害者支援を行っている民間支援団体は、被害者の多様な状況に応じて柔軟できめ細かな支援を実施しており、今後もその活動を支援していく必要があります。
- 今後、特に地域における被害者支援を充実するため、地域DV被害者支援連絡協議会を活用し、顔の見えるネットワークづくりを更に推進する必要があります。
- 被害者の支援については、加害者等の追及から逃れるため、県域を越えて一時保護・施設入所がなされる事例も増加しており、地方公共団体間が連携し、広域的な対応を円滑に行う必要があります。

【今後の方策①】 関係機関の顔が見えるネットワークづくり

- 地域における被害者支援が円滑に行われるよう、地域DV被害者支援連絡協議会やDV被害者支援連絡協議会を活用し、4地域ごとにDV防止対策の推進や関係機関の顔の見えるネットワークづくりを行います。

施策	担当課	取組み概要
地域DV被害者支援連絡協議会の開催	各総合支庁(地域配 暴センター)	◆地域DV被害者支援連絡協議会を開催し、実際の現場において適切かつ迅速に被害者の保護や支援が行われるよう、関係機関の顔の見えるネットワークを構築。 ◆実際の事例に基づいた課題の検討や情報共有を行うことで、更なる連携強化を推進。

D V 被害者支援連絡協議会の開催	子ども家庭課	◆地域における被害者支援の課題等を把握しながら、D V 被害者支援連絡協議会を開催し、より広域的に関係機関の連携を推進。
-------------------	--------	--------------------------------------------------------------

【今後の方策②】 N P O 等民間団体との連携と協働

○県及び配暴センターは、N P O 等民間団体と積極的に連携を図ることで、きめ細かな被害者支援を行います。

施策	担当課	取組み概要
N P O 等民間団体との連携と協働	女性相談センター 各総合支庁(地域配暴センター) 子ども家庭課 若者活躍・男女共同参画課	◆D V 相談窓口や被害者支援を実施しているN P O 等民間団体と積極的に連携し、被害者の適切かつ迅速な保護に取り組むとともに、自立し地域に移行する際は、協働により被害者支援を実施。 ◆N P O 等民間団体によるシェアハウスやステップハウス、シェルターの設置に関する動向を把握。 ◆N P O 等民間団体に対し、被害者支援研修会、相談機関の実務者研修会等、研修機会を充実。 ◆N P O 等民間団体と協働によるリーフレットの配布やD V 啓発講座を実施。

【今後の方策③】 他の都道府県との連携

○県域を越える広域的な被害者の避難や保護も増加し、他県の母子生活支援施設の活用も行われていることから、さらに広域的な支援を円滑に行えるよう、他都道府県との情報交換を積極的に行います。

施策	担当課	取組み概要
母子生活支援施設における広域的対応	子ども家庭課	◆被害者の必要に応じ、他都道府県の母子生活支援施設への入所及び他都道府県からの入所受入れについて調整を実施。 ◆会議等において、他都道府県との情報交換を実施。

付 属 資 料

目次

DVに関する相談窓口一覧	55
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	56
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針(概要)	69

DV被害にあったり、被害者を発見したら？

「これはDVかな?」、「DV被害から逃れたい!」と思ったら、すぐに関係機関へご相談ください。

相談名・内容	相談窓口（実施機関）	電話番号	受付時間	
DV相談	中央配偶者暴力相談支援センター	山形県福祉相談センター（女性相談センター） 023-627-1196	月～金 （祝日、年末年始を除く）	8:30～17:15
	地域配偶者暴力相談支援センター			
	山形県村山総合支庁生活福祉課	0237-86-8212		
	山形県最上総合支庁子ども家庭支援課	0233-29-1274		
	山形県置賜総合支庁子ども家庭支援課	0238-26-6027		
	山形県庄内総合支庁子ども家庭支援課	0235-66-4759		
DV相談	市町村担当課（福祉課等）	各担当窓口へお問い合わせください。		
子ども女性電話相談	山形県福祉相談センター	023-642-2340	毎日（年末年始を除く）	8:30～22:00
女性の人権 ホットライン	山形地方法務局人権擁護課	0570-070-810	月～金 （祝日、年末年始を除く）	8:30～17:15
女性の悩み等相談	山形県男女共同参画センター・チェリア	023-629-8007	月～木、土 金・日・祝日 （第1、3、5月曜日、第3日曜日、年末年始を除く）	9:00～17:00 13:00～17:00
男性ほっとライン		023-646-1181	第1、2、3水曜日 （年末年始を除く）	19:00～21:00
警察安全相談	山形県警察本部	#9110 または 023-642-9110	毎日	24時間
性暴力被害者 電話相談	べにサポやまがた（やまがた性暴力被害者サポートセンター）	#8891 または 023-665-0500	月～金 （祝日、年末年始を除く）	10:00～21:00
法テラス犯罪被害者 支援ダイヤル	日本司法支援センター	0570-079714	月～金 土 （祝日、年末年始を除く）	9:00～21:00 9:00～17:00
DV被害者電話相談	特定非営利活動法人サポート唯	090-2366-8467	毎日	24時間
	よりそいホットライン （（一社）社会的包摂サポートセンター）	0120-279-338	毎日	24時間
DV相談ナビ	内閣府男女共同参画局	#8008	毎日	24時間
DV相談+ （プラス）		0120-279-889	電話 毎日	24時間
		soudanplus.jp	チャット 毎日 メール 毎日	12:00～22:00 24時間

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)
最終改正：令和元年六月二十六日法律第四十六号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報

することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠として住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞（しゅう）恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的

羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地

- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者

から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を

管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解

を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る

事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年六月二日法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年七月十一日法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成二十五年七月三日法律第七十二号〕〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則〔平成二十六年四月二十三日法律第二十八号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 〔前略〕附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則〔令和元年六月二十六日法律第四十六号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日
- 二 第二条（次号に掲げる規定を除く。）の規定並びに次条及び附則第三条の規定 令和四年四月一日
- 三 第二条中児童福祉法第十二条の改正規定（同条第四項及び第六項に係る部分並びに同条第一項の次に一項を加える部分に限る。）及び同法第十二条の五の改正規定 令和五年四月一日

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（概要）

平成 25 年 12 月 26 日
内閣府、国家公安委員会、
法務省、厚生労働省告示第 1 号

※ 令和 2 年 3 月 23 日 最終改正

第 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

2 我が国の現状

平成 13 年 4 月、法が制定され、基本方針の策定等を内容とする平成 16 年 5 月、平成 19 年 7 月、平成 26 年 1 月の法改正を経て、令和元年 6 月、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、被害者の保護に当たり、相互に連携協力を図るべき機関として児童相談所を明記する等の改正が行われた。

3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

(1) 基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。基本方針の内容についても、法と同様、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について準用することとする。

(2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

第 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが対等な関係性において、必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

(1) 通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

(2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

4 被害者からの相談等

(1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

(2) 警察

被害者からの相談において意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うとともに、相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

(3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設等への紹介等の援助を行うなど、被害者の保護、救済に努める。

(4) 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体では、相談業務、同行支援、自立支援など大きな役割を担っている。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

(1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身

近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや、専門家や民間団体等と連携し、適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

(2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

(3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

(1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

(2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適切と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

(3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

(4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

7 被害者の自立の支援

(1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

(2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求又は申出については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うこと

が必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に嚴重に情報の管理を行うことが必要である。

(3) 生活の支援

福祉事務所及び母子・父子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、被害者が相談・申請を行う場所や、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

(4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

(5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

(6) 医療保険

婦人相談所等が発行する証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

(7) 年金

被害者が年金事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

(8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民基本台帳への記録がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

(9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民基本台帳への記録がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

8 保護命令制度の利用等

(1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができない場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するようにその事情を申し出ることができること等について、被害者に対し説明することが必要である。

(2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

9 関係機関の連携協力等

(1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

(2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

(3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

(4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

(5) 連携協力の実効性の向上

配偶者からの暴力対応と児童虐待対応の関係機関の連携協力については、研修の拡充等により、配偶者からの暴力及び児童虐待の特性並びに連携の在り方等に係る理解促進を図り、その実効性を向上させることが必要である。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

(1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

(2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が必要である。

11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

12 教育啓発

(1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する的確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

(2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

13 調査研究の推進等

(1) 調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等とその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向け、地域社会内における加害者更生プログラムを含む加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築についての検討に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

(2) 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが対等な立場で緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要で

ある。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 基本計画の策定・見直しに係る指針

(1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。